

令和4年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月10日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 黒川 民雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋 元 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	政策統括監 加藤 正倫 君
副政策統括監 青山 大輔 君	総務課長 平松 等 君
企画課長 高橋 吉造 君	財政課長 軽込 一浩 君
消防防災課長 神戸 哲也 君	税務課長 大野 弥 君
市民課長 岩瀬 由美子 君	高齢者支援課長 渡邊 治 君
福祉課長 水野 伸明 君	生活環境課長 君塚 恒寿 君
都市建設課長 栗原 幸雄 君	農林水産課長 屋代 浩 君
観光商工課長 大森 基彦 君	会計課長 鈴木 和幸 君
学校教育課長 森 庸光 君	生涯学習課長 渡邊 弘則 君
水道課長 窪田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 植村 仁 君	議会係 長 原 隆宏 君
--------------	--------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算

議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 崩落崖地整備に関する請願

請願第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願

第3 休会の件

開 議

令和4年6月10日（金） 午前10時開議

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者とともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定いたしました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） それでは私のほうから、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例について質問をさせていただきます。

この条例の第23条についてなんですが、こちら、例えば男性職員の育児休暇は取れるか取れないかという状況について、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。育児休業でございますが、男性職員も取得可能でございます。

これまでの取得した実績を男性職員に限って申し上げますと、平成31年度は1名、令和2年度で1名、令和4年度1名の実績がございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） ありがとうございます。平成31年、令和2年、令和4年ともに1名ずつというところでございます。

育児休暇が取られているということなんですが、取得がしやすい勤務状況、これは男性、女性にかかわらずなんですが、そういう整備ができているのか、その内容についてお知らせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。育児休業を取りやすい環境でございますが、やはり職員相互の制度理解だと思います。

取りやすい職場環境といたしまして、家庭における男女の役割を踏まえまして、育児休業の必要性といったものを共有しながら、取得しやすい環境づくりをしてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員、いいですか。

次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私は、議案第45号と46号、それぞれお聞きします。

まず、第45号ですが、国保税の一部改正ですね。これは説明によりますと、地方税法改正による勝浦市の税条例改正ということになっておりますが、これはいつもそうなんですけど、基本的には国の法律に基づいた形で、この条件等が決定されています。

まず、1点目でお聞きしたいのは、これ相当、高額にだんだんなってきていますので、地方税法の改正があれば、これ必ずしもしなきゃいけないのか。それとも市町村の税の考えで、対応しなくてもいいのかということについて、まずお聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴ったものでございまして、課税限度額につきましては、地方税法において、政令で定める金額を超えることができないと規定されております。

したがって、今回、地方税法施行令が改正されましたので、それに伴っての改正になります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 法律よりは上にいかないという話で、上限は決定されてくるということで、それに準じているということで、理解しました。

それでは、その中で今回、基礎課税額、療養給付分で、最高額を2万円、上げると。改正後に

は65万円。後期高齢者支援金等については、1万円上げて、最高額20万円と。

国保税の全体からすると、ほかにも介護納付金課税がありまして、総体では最高額が102万円になると。全体では、3万円のアップということになります。

それぞれ、基礎課税と後期高齢者課税2万円と、プラス1万円のこれに該当する、上限が上がったときに該当してくる世帯が、どのくらいになるのか、お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。基礎課税額の限度額を2万円に引き上げることによりまして、引上げ前の63万円の現行限度額でございますと、対象世帯が35世帯です。これ引き上げられますので、その結果、28世帯になります。

後期高齢者支援金等課税額に係る引上げ、今、1万円ですが、引上げ前の限度額19万円の対象世帯が、68世帯です。これが引き上げられますので、引上げ後の限度額対象世帯は、60世帯となっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今の説明ですと、2万円引き上げるところが、限度額でいうと、今までの63万円で35世帯が、今度65万円になると28世帯と、限度額世帯ですね。

ということは、この2万円の部分については、7世帯が対応されるという数字ですよね。1万円については、現行68世帯が60世帯、限度額20万円だと60世帯ということであれば、その1万円の部分に8世帯という解釈でよろしいのかどうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。限度額引上げの影響でございますが、議員おっしゃるとおり、2万円増額、そのまま増額が反映される世帯は、7世帯でございます。

同じく後期高齢者支援金等について、1万円の対象になる世帯は、8世帯でございます。

この影響について、もう少し細かく説明いたしますと、今回、35世帯が基礎課税額の限度額世帯でございましたので、この世帯に少なからず影響が出るわけでございますが、基礎課税額で申し上げますと、限度額超過によって、調定額が64万2,000円、上がります。ですので、35世帯で割りますと、1世帯当たりの影響額は、約1万8,000円ということになります。

後期高齢者支援金で申し上げますと、引上げ前の68世帯に大小の影響が出ますので、調定額で申しますと、63万3,000円、上がりますので、これを68世帯で割りますと、1世帯当たりの平均は9,000円というような影響になっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 分かりました。そうしますと、これ3回目じゃないですか。1項目、3回でいいんですよね。

そうしますと、国保税全体では、3万円増額ということになると、その3万円分について、世帯掛ければいいんですけど、全体の税予算に対する影響額は幾らぐらいになってくるのか。それとともに、影響額がほかの、税率でやっているから、ほかには影響しないと思いますが、この上ることによって、国保税に対する影響はどのようなようになるのか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 今回の引上げに伴いまして、保険税の調定ベースでは、約127万5,000円増額いたします。見込み徴収率を乗じますと、収入ベースで約117万円見込まれます。これ、保険

税全体の収入、歳入が約4億円程度ございますので、占める割合は0.3%となります。

単年度で見ますと、117万円の増額でございますが、今回の改正を見送ると、ずっとこの金額が減収するわけですから、長期的な目で見れば、ここでしっかり限度額を上げることは、重要なことだと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 限度額アップについては、課長の説明で分かりました。

それで、これに関する最後の1項目、質問ですけど、国民健康保険税が、勝浦市では非常に高いということが言われています。ただ、いろいろなものを見ますと、県内でも、ほかの市町村と比べて、突出して高いものではないということは確認しています。

ただ、やっぱり高齢者が多いこの勝浦市と、あとは転入してくる方たちが、若い人たち、事業をやっている方はいいんですが、一線を越えて老後というか、勝浦で過ごそうという方たちにとっては、税負担が重くのしかかっているという部分も、聞くこともあります。

そんな中で、市長は市長の選挙で、選挙公約に保険税の負担軽減というものを第1に、住みやすさの中で上げています。それが、3年間やってきた中で、昨年かな、所得割、均等割の見直しがありました。市長として、公約した国保税に対して、今どのようにお考えなのか、お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 私は、例の国保税の負担の在り方が、平成30年度に変更になりましたよね。基本的には、都道府県と市町村がともに保険者となって、運営が広域化されたことによって、改正前の平成29年度から平成30年度で、これも全て下がって、なおかつ、令和3年度に財政状況含めて、さらに負担軽減を図りました。

具体的には、所得割を0.2%引き下げ、6.9%に、均等割を1,700円引き下げ、2万2,200円に、平等割を1,900円引き下げ、1万8,000円に改正しています。

そうしたことから、今、千葉県ではちょうど中位、ちょうど真ん中あたりの負担になっているということで、さらにまた財政状況、基金状況も踏まえながら、引下げを検討していきたいというふうな思いであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） この間に見直しをしたという中で、今、現状としては、県内では、金額比較では中位と、中ぐらいのレベルだということでもあります。ただ、先ほど言いましたように、やっぱり国保税のかかる、要は所得の少ない方たちにとっては、重くのしかかっている部分も確かにあるというふうに聞いていますので、さらなる全体の国保の在り方については、さらに検討をお願いしたいと。

それで、ここの通告書には書いてないんですけど、後でちょっと、提出してから思ったんですが、今、国保のほうで、これ答えられればいいです。国保のほうで、県下統一されるほうの作業がされていると思いますが、それが将来的には、今どういう状況になっているのか、聞きたいんですけど。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在、国のほうは、県内と市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要というふうに言われていまして、千葉県の国民健

康保険の運営方針というものにおきましても、将来的な保険料水準の統一については、新型コロナウイルス感染症等が医療費に与える影響等も注視しながら、県内市町村との議論を深めていくとされておりますが、ただ、現在のところ、統一までの道筋がしっかりと立っているところではございません。

しかしながら、勝浦市のような医療費水準の高い小規模保険者にとりましては、負担が大きいものとなっておりますので、引き続き完全統一化に向けて、こちらの意見も言いながら、県と連携して、そういったようなこちらの状況も伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 市民課長には突然の質問で、的確な答えありがとうございます。

ただ、これ、県内統一の方向性が見えてきた段階で、市民に周知も、市民というか、そういう周知が必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、4点ほど質問をさせていただきます。

今回の改正は、非常勤職員に育児休業及び部分休業の取得要件の緩和との説明になっています。市においては会計年度任用職員という呼び名になっていると思いますが、それでいいのでしょうか。そして同時に、この会計年度任用職員は現在、何名ほどいて、予算審査特別委員会の資料には、この状況が書かれていますけど、改めてこの人数について、各課の配置人数についてお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。非常勤職員の対象でございますが、議員のおっしゃるとおり会計年度任用職員でございます。

会計年度任用職員の定義につきましては、ほかの条例で定まっている関係で、この条例については、非常勤職員ということになっています。

続いてのお尋ねの会計年度任用職員の雇用状況でございますが、現時点で雇用している人数を申し上げますと、全部で104名でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 104名が、昔でいういわゆる臨時職員ということになるんですね。これについては、それぞれ財政上の問題とか仕事の問題とかあると思いますので、それをどうのこうのじゃないけど、104名いるとなると、今回の条例制定によって、該当してくる職員は当然、出てくると思います。

予算審査の資料でいうと、多いのは、こども園の保育士が12名います。あと上野・総野の保育士、この方たちも会計年度任用職員ということで、これが上野・総野で10名、保育士が非常に多い。そのほかに学校教育課のほうで、特別支援員で26名とか、学校用務員で10名とか、それぞれ年齢的なものについては、その場その場でいろいろあると思いますが、今回の改正で、育児休業に該当すると思われる職員数が分かっているれば、お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。先ほど総数で104名と申し上げました。その内訳を申し上げますと、1年以上、雇用継続されている方が81名、1年未満が23名でございます。

したがいまして、今回の改正に伴いまして、23人が対象となることになるわけでございます。
以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 分かりました。そうしますと、23名が該当になるだろうという。これはいろんなことがあるから、あまり言うと、また、ほかのほうに流れちゃうといけない。

そうであれば、条例の23条、24条の関係で、育児休業に関する勤務環境の整備とあります。具体的にはどのような措置を想定しているのか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。23条におきましては、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置を定めたものでございます。今回につきましては、職員に対する育児休業承認に関わる当該職員の意向を確認するための面談その他の措置、これについてのお尋ねだと思います。

これについて、面談その他の措置といいますのが、まずは面談による方法、そのほか書面による方法とか電子メール等、多様な手段を職員が使った場合でも、柔軟に対応するといったことで、より取りやすい環境を整えるということでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 分かりました。ただ、正職員と任用職員、これは性質上、勤務体系も変わってくると思います。正職員の場合は、いろんなものが保障されている部分があります。ただ、こういう任用職員になると、これを取ることにによって、今後の対応が変わるんじゃないかというふうに危惧している、懸念される部分も、お勤めになっている方たちからもあるんじゃないかなというふうにも感じます。

昨日も一般質問で出ていましたけど、ハラスメントの問題とか、そういうものがあってはならないし。ただ、任用職員の方がいての今の勝浦市の業務体系ですので、どうしてもこの人たちも保護する、守るような状況をつくってもらうようになることが必要だと思います。そういうところにおいて、さっき言った23名、23名に限らないと思いますけど、市の職員も含めて、育児休業が取りやすい環境をつくっていただきたいと思います。それについて市長のお考えをお聞きます。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 少子化対策といたしまして、地方になればなるほど、育児に対する、みんなで育児していくという体制が必要だと思います。

これは、そういった関係の中で、働き方改革を積極的に進めて、支え合って、育児休暇が取りやすいといったような組織体制、あるいは構築が必要だと思っておりますし、そのような時代にもう突入しているということでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第46号、以上2件は総務文教常任委員会へ、

議案第45号は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） それでは私のほうから、議案第47号、14ページ、総務費、一般事務経費1,118万5,000円、これの報償費・市民憲章改編検討委員会委員報償費17万4,000円についてお聞きします。

社会情勢や本市を取り巻く環境変化を踏まえて、勝浦市民憲章の改編の必要について聴取するため設置をするこの委員会なのですが、委員会のメンバーの編成はどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしますというのが1点目。

あと、その下の委託料、この委託料1,100万円、こちらが財務諸表作成業務委託料なのですが、これが平成31年度から令和3年度までの3か年度分となって、1,100万円になっております。こちらなのですが、なぜ今、過去のをやるのか、これについてお聞かせをください。

続きまして、同じく14ページ総務費、庁舎維持管理経費493万9,000円、委託料の元勝浦診療所解体工事等の事前調査委託料なのですが、業務に係る経費の算定基準の改定により、当初予算から増額になったとなっておりますが、改定の内容をお示しください。

続きまして、同じく14ページ、公共施設等総合管理計画策定事業3,555万2,000円。こちらの委託料・個別施設計画策定業務委託料、こちらの個別施設計画の説明をお願いいたします。

続きまして、17ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業、こちら78万円。こちらの扶助費・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の対象世帯数をお知らせください。

続きまして、21ページ、かつうら若潮まつり開催事業の65万円、こちらの負担金補助及び交付金・若潮まつり運営費の補助について、補助金以外の事業費はどのようなになるのか、お知らせください。

同じく21ページ、過疎地域等集落ネットワーク圏の形成事業1,821万7,000円、こちらについて、負担金及び交付金・過疎地域ネットワーク圏の形成支援事業補助金、こちらの……。

○議長（末吉定夫君） 続けてください。

○7番（久我恵子君） こちら、100%、国の交付金だと思うんですが、こちらのブルーフラッグの認証等に関する海のブランド化の説明をお願いします。

あと、海の家刷新による中央海岸沿線の活性化、こちらも内容をお知らせください。

あと3番目のシビックプライド醸成のための環境教育セミナー等の開催の内容、こちらもお願いします。

そしてあと、専門知識を持った人材の登用の人選、こちらはどのように人選がされて、どのような人物を想定しているのかをお知らせください。

最後になりますが、議案第48号、重症化予防対策費、36ページ、糖尿病性腎症重症化予防業務委託料、こちら、当初予算で計上されているんですが、大幅に増額した理由をお知らせください。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。最初に、平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。私のほうからは2点、お答え申し上げます。

まず、1点目でございます。市民憲章改編検討委員会のメンバーでございますが、今回は、市民憲章の改編の必要性について意見を求めるものでございまして、前回の制定時の委員会メンバーには、市内で活躍されている各分野の方々に委員をお願いしております。

申し上げますと、10名にお願いする予定でございまして、まずは市議会、農業分野、続いて水産業、観光、次に商工、住民代表として区長、婦人会、老人クラブ、あとは教育といたしまして2名、委嘱してございます。前回は公募の形をとってございまして、中学校の校長先生にお願いして、生徒から作品の公募をした関係で、学校の校長先生、また教育関係としてもう1名は、国際武道大学の先生をお願いしたところでございます。以上でございます。

もう1点でございます。庁舎維持管理経費の関係でございます。内容といたしましては、元勝浦診療所解体工事家屋等事前調査業務委託料の増額理由でございますが、当該事業につきまして、予算計上、基準といたしました国の用地調査等業務費積算基準の改定が、令和4年4月1日に図られました。当該事業につきましては調査事業ということでございますので、大半が人件費で占めてございます。この積算基準におきまして、人件費の増額が図られたことに伴い、今回、予算を追加するものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、軽込財政課長

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私のほうも2点、申し上げます。

1点目が、14ページの財務諸表作成業務委託料1,100万円でございます。こちらにつきましては、勝浦市におきましては平成22年度決算分より、総務省の指針を踏まえまして、財務諸表の作成・公表を進めてまいりました。また、平成28年度分からは、新しい統一的な基準に沿った財務諸表の作成に取り組んでまいりました。

こういう中で、折しも公共施設等総合管理計画、また個別施設計画の策定の推進につきましても、総務省から同時多重的に要請がございまして、しかも公共施設等総合管理計画の改定を令和3年度までに終えるようにということでございました。

このような中で、財務諸表の作成と総合管理計画の改定を同時進行でできればよかったのですが、それも難しく、総合管理計画の改定業務を先んじました結果、財務書類の作成に遅れが生じているという状況でございます。このことから、財務諸表は平成30年度決算分までの作成にとどまっております。

もう1点、個別施設計画とはというお尋ねにつきまして、まず、地方公共団体、自治体のほうが公共施設などの全体を把握し、総合的な視点に立って、計画的な管理を行っていくためのものが総合管理計画でございまして、総合管理計画に基づいて、個別の施設ごとに具体的な対応方針

を定めるものが、個別施設計画というものでございまして、こちらは令和2年度までの策定が求められておりました。

個別施設計画の内容といたしましては、国の関係省庁から示されます指針とか手引に基づいて策定をいたしますが、主な構成といたしましては、計画の背景、目的、また施設の状況、概要、維持管理の実態、利用実態、また現地の調査、そして今後の施設整備の方針、これらを網羅することとなっております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。私のほうからは17ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についてお答えします。

今回の補正予算は、自立支援金の申請期間が延長されたことに伴い、支給対象世帯の増加を見込んだものであります。

補正予算の内容は、1人世帯分として1世帯、月額6万円の3か月支給で18万円、3人以上世帯分として2世帯、月額10万円の3か月支給で60万円であります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） 私のほうからは21ページ、かつうら若潮まつり開催事業につきまして、お答え申し上げます。

今回、この補正予算で65万円出しているところでございますが、これ以上の事業費はという御質問でございますが、今回のかつうら若潮花火のほうですが、総予算130万円で実施する予定でございます。このうち65万円は市の補助金でございますが、それ以外は前年度繰越金、団体等協賛金、地区寄附金、雑収入で、事業のほうを行う予定でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは、21ページの過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、そのうち4点ほど質問があったと思います。

まず、1点目のブルーフラッグ認証取得による海のブランド化につきましては、市内の海水浴場を候補地として、国際的な認証制度でありますブルーフラッグの認証を取得しようというふうに考えているものでございます。

2点目の海の家への刷新による中央海岸沿線の活性化につきましては、中央海岸隣接地に海の家、便宜上、海の家と呼ばせてもらいますが、その海の家を新たに設置し、従来の海の家機能に加え、交流促進イベントができ、海水浴客以外にも利用したくなる魅力的な海の家とすることを目指すとともに、海水浴シーズン以外でも、その機能を維持することで、中央海岸の交流拠点として、地域の活性化を図ることを目指しているものでございます。

3点目のシビックプライド醸成のための環境教育セミナー等の開催の内容でございますが、まず、ここでいうシビックプライドというのは、自分たちの海を守る活動を地域で共に行っていくことで、地域住民が住んでいる土地を誇りに思える。ほかの地域と比べても、自信を持てる意識を醸成するものでございます。

この事業を行うために観光資源勉強会、さらに観光環境教育セミナー等々の勉強会、もしくはセミナーを実施する予定でございます。

4点目の専門知識を持った人材の登用の人選でございますけれども、これにつきましては、さきに言いました3つの事業を実施するに当たり、各分野で専門知識や実績を有する複数の人物を、

アドバイザーとして登用を予定しているものでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私のほうからは、36ページ、国保事業勘定の糖尿病性腎症重症化予防対策事業でございます。御質問につきましては、当初予算に対しまして、92万3,000円増額した理由についてということでございます。

まず、この事業につきましては、運動とセミナーを併用したメタボ予備軍対策や糖尿病性腎症重症化予防を目的として、毎年実施している事業でございます。

当初予算との比較で申し上げますが、具体的には、測定会を2回の予定のところを3回に、運動教室7回のところを8回に、セミナー4回を5回とし、同時に、オンラインでの参加も可能なプログラムを追加したものでございます。

この事業は、健康事業の中でも大変人気の事業でもありまして、今年度につきましては、ここを強化することで、一人でも多くの方の健康意識の向上に努めたいと考えたところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） それでは一つずつ、また質問させていただきたいと思います。

一般事務経費の報償費のメンバーにつきましては、承知いたしました。しかし、市民の意見を広く聴取するためというので、市民が入っていないのは、なぜなのかというのをもう一つお聞きしたいというのが一つ。

それと委託料の1,100万円、こちら3年度分で1,100万円。3で割ると1回、大体350万円以上かなと思うんですが、財務諸表をつくるのには、ちょっと高いのではないかなという気がするんですが、それについてと、こちらをどのような方をお願いするのか。専門人材だと思うんですが、恐らく公認会計士とかそういう方をお願いするのかどうか分かりませんが、どこをお願いするのかをお聞かせください。

その次の庁舎維持管理の件についてですが、こちらは人件費の高騰、こちら承知いたしました。人件費の高騰は、どうしようもないのかなという気がいたします。

その次ですが、公共施設の個別施設計画の説明、こちらは分かりました。要は勝浦市が持っている施設を長寿命化して、長く使っていくための調査というふうに承知いたしました。

それから次が、新型コロナウイルスの給付世帯数、こちらのほうも分かりました。ということは、これは期間が延びたことによって、新たに給付される世帯が増えたというふうな解釈でよろしいのかと思うんですが、この給付時期、この給付がいつされるのかをお聞きします。

続きまして、かつうら若潮まつり開催事業、要は残りの費用は、若潮まつり実行委員会の予備費というか、繰越金等を使われて、残りは寄附、あるいはその他のことで賄われるということを承知いたしました。

今回、この若潮まつりの事業なんですけど、こちらの事業名が「かつうら若潮花火」という事業名になっているんですが、これは今年度だけに限ったことであって、次年度以降はまた、元の「かつうら若潮まつり」となるのかどうか、そちらをお聞かせください。

続きまして、ブルーフラッグの過疎地域集落ネットワークの件ですが、説明ありがとうございました。ブルーフラッグの認証等について、いろいろ大変なことがあったと思いますが、これがうまくいくことを本当に願っております。

それで、この最後の専門知識を持った人材の登用については、専門人材を複数、予定しているということなので、こちらでも承知いたしました。

それと重症化予防事業の92万3,000円は、大変人気のあるプログラムということで、糖尿病になると、ほかの病気になる可能性が高くなりますので、こちらについても、このまま、なるだけ多くの方がこれに参加されて、早い発見とか早い治療ができることを望んでおります。これは承知いたしました。

今言ったところの質問をあとお願します。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。先ほどお答え申し上げました委員会のメンバーにつきまして、市民公募という御提案と理解しましたけども、今回は、先ほど申し上げましたとおり、既に定まっている市民憲章を今後どうするか。見直しするか。一部見直しか。全体見直しか。まずは委員の皆様にお伺いしながら、段階を経まして、広く市民に御意見を伺う場として、仮に改編案はまとめ次第、その改編案についてパブリックコメントとか、また市民アンケートをとるとか、そういった手法についても、次の段階で、市民の方々を代表する方々で構成する委員会をまた設けるなど、まずは入り口としては、検討委員会でいろんな方向性、それらも可能な限り詰めていくとともに、説明にございますように、可能な限り広く意見を取り入れるような手段は取り入れてまいりたいと、このように考えています。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、軽込財政課長

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。財務諸表作成支援業務委託料についてでございますけれども、委託先は公認会計士、公認会計士事務所、また公認会計士に関する財務会計システム会社、この辺りを予定してございます。

また、委託の内容といたしましては、総務省の基準に基づきまして、平成31年度から令和3年度までの各年度のまず、固定資産台帳を作成するための資料と本体の財務書類、財務4表、あと附属明細書等々の作成及び公表資料の作成を予定してございます。

また、予算額の算出に当たりましては、複数事業者から参考見積書を徴取いたしまして、その中で、本市にとって不要であろう項目は省くなど精査を行いまして、計上いたしております。

県内他市で予定価格を公表しているところをちょっと拝見しましたところ、単年度で400万円前後です。幅がございましたけれども、そういう情報も入手してございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。自立支援金の支給ですが、支給対象となる方が、必要書類等を添付して、窓口申請します。

その申請に基づき、支給要件、添付書類等を審査しまして、支給決定が行われます。その後、支給という流れになります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私のほうからは今回「かつうら若潮花火」という名称、来年度以降どうなるのかといった御質問でございます。

例年ですと、花火大会ということで大々的にやっているところでございますが、今回は新型コロナウイルスの感染などの視点も含めまして、規模を縮小してやってみようということで、今回計画したところでございます。

今回は短時間、また少数の打ち上げということですので、「花火大会」という名称は使わずに、「かつうら若潮花火」というところで、最終的に実行委員会のほうで決めたものでございます。

したがって、来年度以降はどういったような形になるか、まだ未定でございますが、これにつきましては来年度以降また、もし大々的にやれるということになれば、また、「かつうら若潮まつり」という名前を復活しますし、ただ、今後の状況を考えて、このほうがいいだろうということであれば、またこういったような「若潮花火」とか、そういった名称になるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） ありがとうございます。まずは市民憲章の件で、メンバーの見直しは、これを改定するかどうかを精査する委員会であるということを承知いたしました。

次ですが、委託料の財務諸表の件ですけれど、これは公認会計士にお願いするような感じになるということと、他市町村を見ても、そんなに高くはないんだということは承知いたしました。勝浦に不必要なところは、ぜひカットしていただいて、少しでも圧縮していただければと思います。

あとは、新型コロナウイルス感染症の自立支援給付金、こちらの件につきましては、書類が整い次第、給付されるということで、承知いたしました。

最後の花火大会ですが、今後のことは未定ということでございますが、やはり皆さん楽しみにしていられっしゃる方も大変大勢いられっしゃいますので、コロナの終息の状況にもよるかと思いますが、あとは打ち上げ場所等の問題も出てくるかと思いますが、ぜひ前向きに検討していただければと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 私は、第47号、一般会計補正予算歳出、2点の事業費について伺います。

まず、1点目、19ページ、4款衛生費、クリーンセンター管理運営経費のごみ投入扉交換工事費655万5,000円。まず、このごみ投入ピットの自動扉の現状について伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答えします。ごみ投入ピットの扉の現状ということでございますけれども、こちらの扉のほうにつきましては、経年劣化が進んでおりまして、扉そのものがゆがんでしまっているという状況です。

通常、ボタン操作において、開閉が可能ということになっているんですけれども、完全に最後まで閉まらないという状況になっております。

このような状況ですので、クリーンセンターの開場時に職員が扉を開けて、閉場時に閉めるといった状況で対応しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 大変苦勞していられっしゃると思います。この新しい扉の交換時期と工事計画、分かる範囲でお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答えします。新しい扉の交換時期等ということでございますけれども、汎用品ではございませんので、まずは扉そのものの作製に数か月要するというふうに聞いております。最低6か月程度は必要というふうに見込んでおりますので、早くとも、7月に始め

ても、12月までかかるものというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 作製に半年。で、12月頃というふうなところで、故障等への初期対応がすごく重要だと思うんです。これは、衛生費だけではなくて、土木費だとか消防費だとか、切実なものがあると思います。

応急費の確保について、これ重要だというふうに思うんですが、この応急費について、お考えを伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。君塚生活環境課長。

○生活環境課長（君塚恒寿君） お答えします。故障時の初期対応については、確かに非常に重要なものというふうに我々も考えております。

令和4年度におきましては、応急工事費ということで600万円、計上させていただいております。この予算をこういった場合の緊急の初期対応とか、緊急的な工事等に活用する形で、被害の拡大ということ、ピットが止まったりということがないように努めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それではもう1点、20ページの5款農林水産業費、水産関連施設整備事業3,489万6,000円について、まずは勝浦漁協における製氷の状況と、製氷業者から購入している現状について、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。勝浦漁協における製氷の状況についてでございますが、現在、勝浦漁協におけます製氷・貯氷施設につきましては、平成25年度に竣工、稼働を開始しています。

施設におきましては、製氷機2基が設置され、1日当たりの製氷能力は40トン、貯氷施設は500トンの能力を有して稼働しているところでございます。

また、不足する氷につきましては、市外の製氷業者から購入して対応していると伺っています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 平成25年から2基。市外のほうから調達をといてところでしたが、この不足分の氷は、市外といっても、どこから購入しているのか。それから氷は、どこへどのように使用されているのかを伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。平成31年度以降、県内におけます製氷業者が、廃業が多かったということに伴いまして、現在は主に埼玉県及び茨城県の製氷業者から購入していると伺っています。

また、勝浦漁協で製造した氷及び購入した氷につきましては、勝浦漁協で使用するほか、新勝浦市漁協や、勝浦港に入港した外来船、鮮魚商、水産加工会社、また市内の商工業者が購入していると伺っています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 埼玉とか茨城、市外というよりか、県外から取り寄せているということが、初めて認識いたしたわけですが、それなりの理由があるのではないかなというふうに思います。

どこへどのようにという場合、この新勝漁協にも調達していると。それから外来船。もしかすると、そこには氷を調達せざるを得ない何かしらの理由、漁法の変化ということもあるのではないかなというふうに察していますが、勝浦漁協が製氷機増設するに当たっての事業費、この内訳はどうなっているか伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。製氷機増設に係る事業費につきましては、税込みで1億2,795万2,000円となっております。

内訳といたしまして、製氷機増設工事費が1億945万円、架台設置基礎工事費が1,410万2,000円、電源工事費が440万円となっております。

このため、消費税を除く事業費1億1,632万円の30%、3,489万6,000円を今回、補正予算に計上させていただき、漁業の振興のため、また氷の安定供給を目的といたしまして、補助しようとするものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 私から、前段者いろいろ質問されている中で、まず市民憲章の件について、14ページ、先ほど来、前段者も聞いていたんですけどね。何ゆえにこの市民憲章がここへ出てくるのか。検討を求められているのか。

たしかに市民憲章、私も、市長もさんざん市民憲章というんだけど、私もそれなりに市民憲章、一応持ってきたんですけどね。見ますと、内容は後からの話なんだけど、勝浦市民は、生まれ育ったみたい。ここに定住移住、いろんな問題も踏まえてくるんだけど、何ゆえにここに上がっているのかなと。不具合な面もあったり何なり、そうなのか。誰がどうして、どうなっちゃったのか。何で市民憲章なのか。その一点。あとはまた、順番、やっています。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。検討委員会の開催についてでございますが、去る5月10日、第1回の総合開発審議会で、委員の方から、市民憲章について御意見がございました。

人口減少する中、市として移住促進を進めていく中にあって、一部の文言については、そういった重点的な施策を打ち出そうとする中の支障があるのではないかという御意見と理解してございます。

そういった意見に対しまして、事務局として今後、修正も含めた検討するとお答えしてございます。

これらを勘案いたしまして、市といたしましては、まずは見直し、改編の必要があるか、市民を代表する方々から、そういった御意見、御意向について伺う機会等を設けたいと、このような意味で、予算を計上したところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かにいろいろな面でありますけど、これ、いつ市民憲章ができて、土屋市長も市民憲章のことはさんざん、議会でも自分の中でも言われているんだけど、ほかの文面というのは、そんなにこれ、先人の人たちが勝浦を思い、これをつくった中で、ある程度のこれを大改革というのは、私は、これからの検討なんだけど。不具合な面というのは、5つある中でも、そんなに……。いいんじゃないかって、ここで言うべきあれじゃないから、これからの検討だからね。

そこで、大々的にこれ変えられても、私は困る面はあろうかと思って質問していますので、その辺、再度、皆さんの考え方、どうなのか。市長に聞いたほうがいいのかな。市長、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 私が市会議員になって初めての6月議会で、市民憲章の、これは移住された方、東急リゾートタウン、たくさんの移住の方から、役所に行って、この用紙をもらってくると、「生まれ育ってないと、市民にならないのか」という率直な疑問を抱かれて、これ複数の方から言われたんで、その当時は、あ、そうだねという中で、提案したことがあります。

今現在は、私自身は、生まれ育った人も、移り住まれた人もと。だから、「生まれ」「育った」という中に、途中から来た方も「育った」中に入ると。「生まれ育った」といきなりいっちゃうと、何か「生まれ」が大原則になっちゃいますけど。そういう形で私は、「生まれ」「育った」と分けて、その中に入っているという理解をしているんですが、ただ、これから、移住定住で減少に対して、積極的に移住定住を進めていくという大きな政策をやるときに、私も提案したときに全国で100幾つ調べましたが、生まれた経緯はどこにも触れてない、町民憲章、市民憲章でした。

勝浦だけが「生まれ育った」というフレーズが入っているということで、問題提起したこともあります。私自身は、そういった中での総合開発審議会の皆さんから、そういう提案があったから、事務局として、検討するか検討しないか、それを含めて、ちょうど移住定住の大きな、重要施策するためには、そういったことも、皆さんの意見を聞いて考えてみたらどうかと。

平成4年につくられた憲章ですから、やたらに憲章を変更する必要は全くないとは思っていますし、ただ、そういった中で、自分なりには「生まれ」「育った」という中で吸収しているつもりであります。ただ、素直に読むと、「生まれ育った」ということのフレーズついちゃいますので。ただ、憲章の大事さは十分承知しておりましたので、それもここに来て、移住定住施策、どんどん進めていくためには、見直しのことも必要だなというふうに思っています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かにこれ、憲法じゃないけど、なかなかこれ、一旦つくられると。確かに「生まれ育った」のところに疑問視するというのは、私自身もね。「勝浦市民として、この郷土」というのであれば、後からの話だからいいんだけど。ただ、そう思っているだけです。

今、市長言われるように、確かに移住定住の問題を踏まえて、いろんな面で、勝浦も対応していかなければいけないのであれば、この辺の問題というのは、なかなか大変な問題、長く使われてきている問題ですから。その辺では、分かりました。今後、いろいろな検討もあるでしょうから。

そして次に、前段者の言った20ページの水産関係施設の整備事業3,489万6,000円の件、この製

氷機。1日40トン、2基で。25年につくられて、埼玉、茨城からの足んない分をコスト的に、業者やめてこられた中で、いつからこれが茨城、埼玉のほうで、去年なのかね。それで、どれだけのトン数で足りないのか。

そして、こういう言い方ないけど、勝浦漁協の中で、新勝には取りに來いとかいう話も聞くんだけど、その辺の運送販路というのは、組合じゃないから分からないだろうけど。ただ補助金出して、先ほど商店主から氷削るにしたって、あそこへ買いに行けば、売ってくれるのは当然です。税金費やしているんだから。

そういう中で、これが一体、1日40トンの製氷で、どのくらい。船の数にもよるんでしょうけどね。平均でどのくらい使われて、どのくらい足りなかったのか。また、対費用効果が、遠くから氷を冷凍車で溶けないように持ってくるんだけど、おがくずかけてくるわけじゃないだろうから。そういう中で、どのくらい、どうなったのか教えていただきたい。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。申し訳ありません。どのくらい氷が不足していたかという件につきましては、ちょっと漁協からの聞き取りができていませんでした。ちょっとお答えいたしかねますので、申し訳ありません。

○議長（末吉定夫君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 分かりました。だけど、勝浦市で補助金出す以上は、どうあろうと、組合側も、こうだから、こうだという趣旨説明じゃないけど、重要事項説明というんですよ。どこでも、銀行から金、借りるにしたって、不動産、動かすにしたって。そういう意味から考えると、市民の税金を最大限、出していくには、これこうでしょ。ああでしょって話があるべきじゃないかな。分かりませんか、ただ、これが先ほど来、製氷つくるのが1億900万円近い話と、基礎が1億4,000万円。それと管理費が440万円とかね。その辺の話なんてのは、コンサルタントが出した。

ただ、市もそうなんだけど、まだほかに私は聞くこと、これからあるけどね。市も、ただ受けて、それをやっているから、そういう話ばかり。少しはそこに入って、物を考えてもらいたい。そういう意味で、苦言を呈して終わりにします。これは市長に聞いたほうがいいかな。市長、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 今の製氷の件ですか。

○8番（寺尾重雄君） ええ。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 不足の量は、どのぐらいの不足の量かというのは、把握していません。

ただ、前は銚子の製氷業者から仕入れたけど、今度そこやめてしまったということで、県外になったということを聞いて、よりコストアップにつながるという状況がありますし、この間、外来船が29隻入りしましたが、そのときに相当な氷がそこに製品とともに、外来船にも積込むということで、相当な量が足りないというのは予想されます。

そうしたことの逼迫性が今回、製氷工場も勝浦漁業協同組合の起こした根拠だと思いますし、過去の中でのそういう情報は、足りないということの中で、やっぱりありましたので、そういう形の中での情報の中で、これは適切な要望であると。

しかし、寺尾議員が言うように、もう少しエビデンス、しっかりした根拠を頂戴しながら、しっかりと数量的な把握しながら、きちんと精査していきたいというふうな思いです。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 21ページのぷらっとフォームは、あれに移っているんで、これは取りやめます。

そして24ページの社会教育活動振興事業の179万9,000円。これ今、本当に騒がれている中で、日本の宇宙飛行士も12人まで創出し、アマゾンの社長にしても、前沢さんにしても、まさに宇宙に飛び立っている。これから、やっぱり中国に——余分な話だろうけど、時間あるから。中国にしても、宇宙との関係、まさに勝浦に宇宙観測施設がある。私は、ある業者のバイト行ったとき、あ、これあるというので、昭和四十五、六年に、あそこ施設入ったら、その施設で、今は観光として何か受入れ。そういう中では、私なりに勉強です。

だから、イトカワからリュウグウ、「はやぶさ」を戻す7年間、ちょうど猿田市政の始まりです。まさに勝浦がこれから伸びようとする。これは感動を受け、JAXAの。やっぱりこれは本当に日本の技術力、これが勝浦の教育の中で、できるものが展示。だけど、170何万円をどれだけかかるのよと。それだけ貴重なのかって問題もあるでしょうけどね。これは市で負担し、JAXAの人たちの展示のためなのか。これ、どういう。どれだけ、どうかかっているのか。その点ちょっと。もっと安いのかなと思っているんで。貴重なものだから、どうなのか分からないけど、その辺をお答え願います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この展示会の物品搬入搬出委託料179万9,000円となります。

この予算は、10月7日から12日まで、芸術文化交流センターにおいて、小惑星探査機「はやぶさ2」帰還カプセル実物及び小惑星リュウグウで採取したサンプル、これも実物です。実物の展示会を勝浦市教育委員会が主催して計画しております。

この展示品の搬入搬出運送料を委託するもので、これが152万4,000円であります。同時に「はやぶさ2」の実物大の模型を展示いたします。この搬入搬出の運送料が27万5,000円となります。

帰還カプセルなどとリュウグウサンプルは、JAXAの宇宙科学研究所から無償で借受けますが、梱包から展示までの一連の行為を含む輸送経費は全額、主催者が負担することになります。

これら展示物は、世界で唯一のものであり、国民の貴重な財産であることを十分に認識の上、取り扱ってくれという指示があります。輸送業者には、JAXAが指定した業者へ委託することが条件となっております。輸送料の中には、輸送中と梱包と展示までの保険料も含まれていると説明を受けております。

また「はやぶさ2」実物大の模型も同様に、JAXAから紹介のあった団体から、模型は無償で借受けますが、この委託料については、輸送に係る費用とスタッフ派遣にかかる費用となります。これも特別な模型であることから、専用トラックで輸送されるとの説明を受け、見積書の提出を受けております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） これは市長の広域的な問題、教育委員会の夷隅広域的な問題の中で、こんな貴重なものが勝浦に展示される。子どもたちは嫌いな子どももいるのか分からないけど。これを多くの、12日間の中で、そしてまた、今回のアミノ酸の件のたんぱく質の問題に関しても報道されていますよ。人類が、宇宙から来た、そこへ、大気圏へ突入すると燃えちゃうから、そのアミノ

酸がなくなっちゃうとか何とかって。私は科学者じゃないけど。

そういう意味から、やっぱり多くの子どもたち、近いところに、これ東京へ行って見るよりも、ある程度は子どもたちの将来、これから宇宙へ出るのはいっぱい、人は行くんでしょから。この辺のパンフレットも、夷隅郡、配ったって、10万円や15万円ですよ。ふるさと納税から勝浦市の思いでやってやればいいんですよ。それでいっぱい来ちゃったら、そこに露天でも張ってやりゃいいんですよ。そのくらいの、イベントじゃないけど、これは本当。よそのまちで、これができる……。たまたま勝浦に追跡所があるから、XYで、あれ追跡していたですよ、私が聞きに行ったときは。当然、測量でも何でもそうだった。

そういう中で認識してもらい、やっぱり子どもたちが、嫌いな生徒もいるか分からないけど、これだけの。今、新聞でもさんざん騒いでいますよ。あいにくいい時期に差しかかって、その辺どうなのか。教育長、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬教育長。

○教育長（岩瀬好央君） お答えします。寺尾議員の御質問は、子どもたちに対して、どのようにこういったことを取り組んでいくかということで、よろしいですか。

まだ、計画の段階ですけども、まずは市内の小中学生については、日にちをとって、見学をする時間というのをつくりたいというふうに考えております。

それからあと近隣の市町村については、これはキュステのほうでいろんなイベントもやっているんですけども、そういう中でも、パンフレットをつくって配っていますので、同じような形で周知を図って、できるだけ来てもらいたいと。

それからあと、千葉県で多分、1か所しか今年度、展示しないというようなことも聞いておりますので、これはあと報道ですか、報道に投げながら、そうすればまた、県内あるいは近隣都県の広報にもつながると思いますので、そういう中で、図っていききたいと。

もう一つは、それに関連した、できれば、映画会でもやと思いますし、また、あそこの観測所の見学会というようなことも、地域学校協働活動等の中で案内をするような計画もありますので、そういったところで、随時広報を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 教育長も県のほうにいた以上、やっぱり多くの子どもたち、気持ちは通ずると思うんですけど。ただやっぱり追跡所の見学といっても、みんな見たいだろうけど、その辺のJAXAとの問題もあるだろうし、いろいろな面で、このあれというのは、千葉県で1回しかないんであれば、多くの人間に、夢があるのか。

そこで、これからは宇宙の話になっちゃう。コロンブスが回ったように、宇宙に人が行くようになるんでしょし、その辺をどのようにするかは、教育長としても当然考えているんでしょから、それをお願いしながら、終わりにします。

○議長（末吉定夫君） 答弁要らないですかね。

次に、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 第47号、令和4年度勝浦市一般会計補正予算（第3号）の14ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般事務経費1,118万5,000円のうちの市民憲章改編検討委員会委員報償費17万4,000円について、この1点のみです。

通告書を提出してあります。このうち6項目、聞くようになっていますが、答弁、総務課長と

いうふうに思いますので、一つずつではなく、1回で全部聞きますので、御回答いただければと思います。

なお、前段者、またその前の久我議員からも、この市民憲章について質問あります。重複するような内容もありますが、質問させていただきます。

今回これ、通告書には書いてあります。広辞苑で調べますと、改編、改編とは、「一度編成・編集したものを改める」とあります。また、この予算書の説明欄では、社会情勢や本市を取り巻く環境変化を踏まえ、勝浦市民憲章の改編について、市民意見を聴取するとあります。そこで、6点ほどお聞きします。

まず、1点目ですけれども、現在の市民憲章、先ほど市長のほうからありましたけど、平成4年という言及がありましたが、現在のこの市民憲章が、これ制定なのか策定なのか分かりませんが、できました。できた、それまでの歴史的な経緯について、まず、1点お聞きします。

2点目、なぜ今、市民憲章が改編なのか。市民から市民憲章改編の議論が出ているのか。これについては、前段の寺尾さん、質問されましたけれども、あえてもう一度聞きます。

3点目、市民の間に市民憲章が浸透しているかという内容です。市長は毎日、市長室で、市民憲章を唱和しているというようなお話も聞きますが、本当に市民の間に、これが浸透していると考えているかどうか。

4点目、この市民憲章を改編することの意義をどのように考えているのか。

5点目、今回の予算上がっている検討委員会ですけれども、この検討委員会というものが改編ありきの会議なのか。それともまず、改編するかしないか、そういったことの是非を聞く会議なのかについて。

6点目、この検討委員会の委員の選任方法。この質問もダブりますけれども、お聞きします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。市民憲章についてでございます。

まず、1点目、歴史的な経緯ということでございますが、制定されるまでの経過を私のほうから申し上げます。

正式に決まりましたのは、平成4年3月24日、市議会において、議決がなされたところでございます。

順は逆ですが、そもそも平成3年10月17日、市のほうで、市民憲章を制定する旨の基本方針を策定いたしました。

その後、平成3年11月15日、市民向けに市民憲章の公募を開始いたしました。

その後、12月当初には、各中学校の校長先生に対しまして、生徒からの市民憲章の作品の募集を行い、12月20日に、一般の方とも同等に締切りしました。

その後、年が明けまして、平成4年から3回にわたる委員会を経まして、委員会の第3回が平成4年2月20日、ここで委員会から答申されて、3月24日の議決に至ったところでございます。簡単ですが、経緯としたり、そういったこととなります。

2点目の、市民憲章の改編の議論を開始するに至った理由でございますが、先ほど申し上げましたとおり、これからの総合計画を策定する上での会議といたしまして、総合開発審議会の中で、複数の委員の方から御意見が出まして、事務局の対応といたしまして、修正も含めた検討を御回

答してございます。

それを踏まえまして、市といたしまして、まずは、市民の代表する方から御意見を伺いまして、この方向性等を定めてまいりたいと、このような考えでございます。

3点目の浸透度、これは、市民の方々がどのくらい市民憲章を御存じなのか。普及しているのかという問いだと思います。

市民憲章につきましては、平成5年3月に議決、決定後、市民憲章を印刷したものを全世帯に区長を通じて配布してございます。

そのほか、御存じでしょうけども、市役所の敷地にも記念碑を設置してございます。また各公共施設にも、市民憲章を市民向けに配布できるように配布したと聞いてございます。

現時点で明確に普及に係ります取組というのは、してございません。学校等についても、生徒に対します市民憲章の普及の取組というの、なされていないような状況を聞きます。

したがって、直接的に市民に対しまして、市民憲章を御存じかどうかというアンケートもしてございません。

そうしたことを考えますと、市民の方々に市民憲章が浸透しているかどうかは、分からない状況でございます。以上です。

続きまして、市民憲章を改編する意義でございます。市民憲章を制定するに当たって策定した基本方針について申し上げますと、基本方針には、意義として、市民一人一人が郷土を愛し、真の市民生活の向上を考え、守り、唱え、実践し、新しい時代に躍進するための一手段として、市民憲章を定めるとあります。

これをもとに地域住民の理想的な人間形成を期し、それから醸し出される地域住民意識をたゆみなき発展に結びつけようとするものとされております。

すなわち、市民憲章につきましては、これを礎に、地域に即した理想的な人格を形成して、それで培った住民意識を市発展に寄与するものと理解しております。

これを踏まえますと、総合開発審議会でなされました意見が、過疎が進行する中、移住施策を重点的に行うといったことに支障があるのではないかと。整合性がとれないんじゃないかということとは、市発展の影響を危惧された意見だと思います。

市民憲章は、そもそも市の発展に寄与するために、市民の方々に示されているものであります。市発展を考えますと、その妨げになるようなことについては、市としては、市民の意見をお聞きしながら、検討の必要はあると、そのように考えております。

続きまして、改編ありきかという、今回の市民憲章でございますが、先ほど来から申し上げますとおり、市といたしましては、まずは市民を代表する方々から、市民憲章についてお尋ねをして、御指摘のあった部分について、改編すべきか。またさらには、全体的にどうなのかと、意見をまずは伺ってみたいと思っています。

続いて、委員の選任方法でございます。これも前にお答えはしてございます。制定時の委員会の委員の皆様の構成を尊重しまして、今回は同様に、委員の方々に委嘱をお願いしたいと思いますが、議論を重ねる上で、広くもっと委員を委嘱して、参画を求めながら進めるべきという御意見がありましたら、それについては積極的に柔軟に対応してまいりたいと思います。

また、先ほど申し上げましたメンバーの中には、明確に、実際に移住された方々ということを対象にしてございません。こういった方々の意見といたしましては、事務局といたしまして、委

員の皆様に、移住された方で構成するワークショップといったものを委員会と附属して設置し、開催しながら意見を求めるといった、現段階では事務局案でございますが、委員以外にも、ワークショップの開催等も検討する余地があるのかなと、このように考えてございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 総務課長、ありがとうございます。ちょっと、かぶる質問をしながら、6項目、聞きました。それ、お答えをいただきましたので、ちょっと再質問、2回目します。

前回は平成4年3月24日の市議会で議決を受けて、今の市民憲章があると。遡ること約半年の平成3年10月17日ということで、半年間でこの市民憲章をつくり上げたということなんですね。私、半年でつくっちゃったんだと、逆に今思ったわけなんですけれども。これ、今回の6月補正が通れば、早速、検討委員会が開かれる7月、8月にはできて、これ予算書だと3回なんですけれども、前回も3回ということでありましたけど、3回で足りるのかなと正直思っている部分もあって。これ一部改編、全部改編で回数も変わってくるかと思いますが、そもそも改編ありきなのかという部分と、改編することについての是非をまず聞くような内容の検討委員会でもあると思いますので、3回で足らなければ、その都度、補正して補正予算を組んでいただいて、やっていただいてもいいと思います。

委員についても、総務課長、移住者の方というお答え、入っていないということであって、ワークショップという言葉もありましたけれども、10名にこだわらなくてもいいと思います。12名でも13名でも14名でもいいと思いますので、できれば、ちょっと厳しいかもしれないけども、10代の若者が入る機会も、いいと思います。今、18歳、成人年齢引下げになりましたので、武大生の代表、学生の代表、入ってもいいと思います。そういったことも踏まえて、委員の選任についても、柔軟に対応していただきたいと思います。

ということで、ちょっと2回目、聞きたいんですけども、そもそもこの市民憲章という言い方自体から考えてもいいんじゃないかというのが私の考えなんです。政党でいくと、綱領というのがあります。例えば我々議員とかなると、行為規範とか、規範という言い方もあったりするんですけど、検証ということで、私もちょっと昔、世界史を勉強していたときに、イギリスでマグナカルタ、大憲章という言葉があって、憲章という言葉が使われているのが多分、それが初めてだと思うんだけど、調べたら、日本だと京都ですか。京都で初めて市民憲章というのができたというようなこともありましたけれども、市民憲章ということ自体が、憲法と違いますからね。法律と違うものなんで、人の制限を課すものでもないし、理念とか理想とか方針とかいろいろ言い方はあると思うんで、そこから含めて、勝浦憲章とかでもいいと思うんですね。

市民にこだわることもなく、勝浦に関わりのある人、今でいうと関係人口ということがありますけれども。武大生だって、住所を移している武大生もいれば、勝浦市民だと思いますけれども、住所を移してないけど、勝浦で生活している武大生は、じゃ勝浦市民じゃないんですか。市民憲章、関係ないんですかということになると思います。

先ほど移住者というお話ありましたけれども、住所をこちらに移して、本当に勝浦市民として移住された方は勝浦市民だと思いますけれども、2地域居住されている方で、住所は移してないけれども、居は勝浦に構えているという方は、じゃ勝浦市民じゃないんですかということになると思います。

逆に言うと、18歳まで勝浦で生活して、高校卒業して勝浦を出て行きました。東京で学生して

います。その方は勝浦に住んでないから、おまえはもう住んでないから勝浦市民じゃないというふうに言えるんですか。例えば巨人の丸選手、僕は、名誉市民じゃないけれども、本当に勝浦、この間の市川門之助さんにしてもそうですけれども、まず市民という定義づけから、はっきり決めていかないと、この市民憲章の文面をつくること自体が、さっき言った「生まれ育った」にこだわる部分もあるんだけれども、そこから含めて、検討委員会の中で、まず市民の位置づけ、定義づけからしていただいて、生まれたばかりの勝浦の子どもたちも、100歳を超えたお年寄りも、勝浦に住んでないけれども、週末になったら勝浦に来る人たちも、そういったことも踏まえて、まずは市民の定義づけからしないといけないかなと思いますが、総務課長なんで、市民の定義づけ、私の聞いたことに対して今現在、総務課長の個人的な考えは言えないかと思いますが、今回の検討委員会を策定するに当たって、この市民の定義づけについて、お答えいただければと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。基本的には、市内に居住される方を市民として定義するものと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） そうですね。例えば国籍、どうしますかって話になるんですよ。日本人に限定するものなのか。例えば勝浦には、留学生がいたり、河岸に行けば、水産、今、カツオの水揚げに従事している外国籍の方もいたりします。勝浦で生活して、そして勝浦に住んで、勝浦に税金を納めているような人は、国籍が違うから、市民じゃないんですかという言い方になると思います。

市民憲章って、厳密な法律上にのっとった市民じゃなくて、勝浦市民の憲章なの。であるならば、私は勝浦憲章でもいいと思うし、そういった形で、名称から、市民という定義づけについても、せっかく今回やるので、一部改正にとどまらず、もっと分かりやすく。ちょっと調べたら、大体、憲法でいう前文があるんですよ。我々は何々して、美しい自然を守り、何々。大体5つの項目が出てくるんですよ。そんなのも、こだわらなくてもいいと思うんで、子どもたちが覚えられるような、一言でもいいものだと思います。美しい自然、優しい人、輝くまち、将来に残しますというような、そんなだけでもいいと思うんですよ。

そういった形、そうすると、それが市民憲章じゃないから、違うだろうという、総合計画のスローガンと一緒にじゃねえかという話も出てくるかと思いますが、そういったことも踏まえて、せっかく今回、予算を組んで、市民憲章についてやりますので、それについて、やっていただきたいということと、あと、今、2回質問したんですね。

○議長（末吉定夫君） 3回目。

○9番（佐藤啓史君） これで今、3回目ですよ。ということで、分かりました。

いずれにしても、最後、市長のほうから、先ほど寺尾さんの質問に対してお答えもありましたけれども、市長は「生まれ」「育った」という言い方をされました。平成15年6月議会、市長は一般質問、初当選していきなり登壇しまして、ノー原稿で一般質問したんですよ。ノー原稿、そうですね。土屋市長は1番の議席にいたんです。私、2番の議席にいたんだけど、いきなり出て行って、ノー原稿でやって、帰ってきて、すごい人がいたなというのは覚えていますけど。そのとき市民憲章の質問したのは、私もよく覚えています。こだわりあると思います。

せっかく今回、補正予算組んで、市民憲章、やりますので、最後、市長にお答え、今回、市民基準について、お答えいただいて、私のお話ししました、今までにいろんな自治体が決めている市民憲章という枠にとらわれないものにしていいと私は思いますが、それについてお答えいただいて、質問、終わります。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 同期の市会議員で、私の6月議会での一般質問、そのような形で熱くやった記憶は戻ってまいりました。

ただ、移住された方の、おかしいんじゃないかという文言、「生まれ育った」ということが入っているというのは、どこにもないよというような提言の中で調べさせていただいて、先ほど100幾つも調べさせていただきましたし、そういった中の思いで、そういった移り住んだ人が勝浦の人間になろうといったときに、役所で市民憲章の封書いただいて、いきなり目にしたのが「生まれ育った」ということがあるから、疑問だという形の中での問題提起。

それから市民憲章については、これは深い、青年会議所の長い間、市民憲章制定運動が、私が理事長のときに、方向転換で取り下げたということはあるんです。そして、そういった思いを伝えたおかげで、平成4年に市長が市民憲章をつくると。そして私が質問したときに、きめ細かく説明していただきました。特に小中学生の若い人たちも巻き込んで、市民憲章制定委員会へ入ったと、その思い、考えてみてください。ほとんど小中学生は生まれ育っていますよ。そういうやっぱり思い、愛郷心のある、そういう子どもたちの案文が、これを大事にするという親切丁寧な説明によって、私は、その1回きりで納得しました。

そういう状況なんですが、今、総合開発審議会の中で複数の委員から、この移住定住を推進するのであれば、「生まれ育った」ということが、ふさわしいかどうか検討に値するんじゃないかと。

市民にこだわるあまり、今、佐藤議員が言ったように、勝浦憲章でいいんじゃないか、よりグローバルで。勝浦に来たら、勝浦の一応、決まり、あるいは、あるべき姿というものを出して、広く勝浦の特徴、特性を、全国ではみんな町民憲章、市民憲章、村民憲章って、みんな、やっぱり、そういうことにこだわっていますが、勝浦は新しい憲章の中で、勝浦のルール、あるいはすべき道というものを、そういうことも含めて、今回、そのような形で、検討していけるというような機会があれば、それはまた、それで素晴らしい考えだと思いますし、佐藤議員からも、積極的なそういう御発声をお願いして、終わります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第47号 勝浦市一般会計補正予算について、4点お伺いします。一問一答でやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1点目ですが、14ページ、総務管理費、情報管理費、一般事務経費の1,171万円ですね。内訳として、行政手続オンライン化システム整備業務委託料816万6,000円が計上されております

が、これによって、どういう行政手続がオンライン化となるのか、まず伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。この業務につきましては、今年度末から開始が予定されておりますオンラインで転出届・転入予約を可能とする引越しワンストップサービスのために、業務を実施するものでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 引越しワンストップサービスということですが、以前、総務課長のほうでは議会の答弁の中で、令和8年度までの市役所ペーパーレス化であったり、市役所のオンライン化などのいわゆる市庁舎のICT化を目標とする旨、答弁されていたかと思うんですけども、ワンストップサービスのオンライン化の流れも、ICT化に向けた流れの一環として捉えていいのかなど、伺います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。これにつきましては、マイナンバーカードを利用するオンライン手続として、子育て・介護の26事業が既に国のほうから、これを進めるように示されてございます。

今回は、これに新たに加えられています引越しワンストップサービスでございまして、マイナンバーを活用した国主導の施策でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 役所のペーパーレス化だったり、オンライン化の一環と捉えてよいということですかね。だというふうに理解しておりますが、さきの5月に可決された経済安全保障推進法というのがありますが、この内容を見ると、事業者がシステムだったり設備を、今回のように国だったり自治体に導入する際、安全保障上の脅威となり得る外国の製品やシステムを導入しないよう、事前審査する制度を盛り込むといった方針になっています。

どういうことかといいますと、情報漏えいの脅威などに影響を与えかねない、例えば中国製のいろんな製品なんかもあると思うんですけども、それに加えて、今回ウクライナ侵攻で、ロシアによるいろんなサーバー攻撃とか、自治体にも影響が及んでいる部分があると思います。

こうしたことは、今の情勢を鑑みると、地方自治体にあっても十分注意しなきゃいけない部分だと思いますので、今回の予算、システムの導入でありますから、こうしたシステムだったり機材の導入に当たっては、安かろう悪かろうではなく、多少費用がかさんでも、信頼・実績のある企業からの導入を念頭に置くべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。オンライン化を踏まえまして、セキュリティ対策の万全は徹底するべきと考えます。

今回の業務にいたしましても、ワンストップサービスである引越しワンストップサービスにつきましては、市役所の基幹系システムといいまして、住民記録と連動することになっています。したがって、LGWANのファイアウォールとか、また新たにセキュリティ対策として、緩衝帯のようなDMZというのも設けたりします。

あわせて、今、御提案のありました、庁内のあらゆるIT化につきましてのセキュリティ対策としては、今後とも徹底してまいりたいと、機種を選定等々を踏まえまして、進めてまいりたい

と思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に18ページ、生活保護費、一般事務経費525万3,000円について伺います。

説明書を拝見すると、費用対効果の面から、クラウド版の導入をやめて、オンプレミス版としたとの説明になっておりますが、まずお伺いしたいのは、導入決定時において、クラウド版にした理由があると思うんですよね。このときに、セキュリティ対策の検討はしなかったのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。生活保護システムについては、令和4年9月末に現在のオンプレミス版システムが更新を迎えるに当たり、システム事業者より、生活保護業務のデジタル化を進める観点から、クラウド版システム導入の提案がなされました。

クラウド版システムに移行することにより、コスト削減、メンテナンスやデータバックアップ作業等の負担軽減が図れることがメリットであると考え、また、セキュリティ対策については、福祉課担当が窓口となり、総務課情報システム係も加わってもらい、疎通テスト等も行った上で、他自治体での導入実績もあるとのことから、当初予算に計上したところであります。

しかしながら、その後、勝浦市の基幹系システムの事業者から、ネットワーク上の疑問点が挙げられ、基幹系システム事業者に加え、情報系システムの事業者及び生活保護システムの事業者を含めた関係者で打合せを行ったところ、クラウド版システムを導入する場合、別に大規模なシステム改修が必要になることが判明し、そのシステム改修を行った上でのクラウド版システム導入と、現在のオンプレミス版システムの更新について比較した結果、オンプレミス版システムを更新する結論に至ったものであります。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 専門用語が多くて、私でもついていくのが精いっぱいなんですけれども、要は、クラウド版というのは、データを特定のサーバー内にアップロードして、外で管理するものだと思うんです。オンプレミス版というのは、庁舎内に限定したシステムだというふうに理解しています。

今、聞くと、そのシステムごとというか、事業ごとにいろんな業者が、少なくとも今、聞いた限りでは3社の業者が入っていて、それぞれ連携ができているんだと思うんですけれども、できていなかった部分で今回、当初クラウドで予定したものがオンプレミスになったということだというふうに思います。

もう1点、お伺いしたいのは、当初、オンプレミスとクラウドのメリット・デメリットについてお聞きしようと思ったんですけど、答えていただいたので、質問としては今後、いろんな事業がICT化していくんだと思います。そんな中で、クラウド化をしていくのか。庁舎内限定のオンプレミスにするのかって結構重要だと思うんです。そのたびに、かみ合わないとか、やっぱりセキュリティがとなってしまうと、まず職員の皆さんが大変だと思うんです。

なので、質問としては、今回、クラウドをオンプレミスにしたので、今後、庁舎内限定のオンプレミスで、ずっといくのか。それとも、これは事業ごとにクラウドかオンプレミスか選んでいくのか。その辺の見解というか、現時点での考え方をお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。基本的にはクラウド化を進めてございます。

セキュリティ対策といたしましては、千葉県内で共同設置してございますセキュリティクラウドといったものを活用することで、セキュリティ対策の万全を期してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） そうしますと、基本的には今回に限った対応だというふうに理解をいたします。

そうすると、様々なシステムが混在した状況だと、職員の皆さんの負担が増えてしまいますし、またオンプレミスということになると、役所が長期間、停電してしまったときにデータ消えちゃうんじゃないかと、保守点検の作業も増えると思うんで、この辺を十分考慮して、次回以降のシステム導入の際は、やっていただきたいと思います。御答弁は結構です。

次の質問であります。21ページ、商工費、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業1,821万7,000円についてであります。

まず、お伺いしたいのは、前段者のほうからも質問があったので、端的にお伺いしますが、まず、海の家への刷新による中央海岸沿線の活性化662万円についてですけれども、先ほどの御答弁だと、海の家を新たに設置というふうになっていたと思います。現状は、海の家は勝浦3区、勝浦区、墨名区、浜勝浦区で運営というか、経営していたと思うんですね。

新たに設置ということは、建物部分に関しては、今までのものは使わないという理解でよろしいかということと、あと、誰が運営して、誰が働くのか。それについてお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。今までの建物を使うかという御質問でございますが、それについては、今までの建物は使いません。

それから運営形態につきましては、この事業全体に関しましては、観光協会への補助という形でいきますので、この運営形態につきまして、観光協会が運営に携わっていくものと考えております。働く方たちについても、そちらのほうの関係者だというふうに理解しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 建物については、よかったです。つい先日、浜勝浦区の元区長から、あの建物、もう要らないんで、まきか何かに使ってくださいと言われたばかりなんで、どうするのかなと思ったんですけど。

運営については観光協会、人員についても、そちらというお話だったと思うんですが、夏の一番忙しい時期に、観光協会の職員がここに当たるというのは、かなり厳しいんじゃないかなという気がいたします。また、観光協会の決算等を見ても、じゃ、アルバイトを雇う。海の家を雇うというのも、かなり厳しいような気がしています。この点に関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。運営は観光協会が携わっていくんですが、これについては、ほかの外部への委託も含めて、検討していくものと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） では、次の質問です。同じく21ページの同じ商工費なんですけど、専門知識を持った人材の登用500万円について、これも前段議員のほうから質問がありましたので、そこについて、確認も含めて質問いたしますが、専門人材として、ここに上がっている4項目をそれぞれ担当する方を雇うということだと思いますが、先ほどのお話を聞いていると、4名分という理解でよろしいでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。私どもが想定しているのは、ブルーフラッグの関係、中央海岸の活性化の関係、それからシビックプライドの醸成の関係と、3名を想定しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 失礼しました。3点になりますね。

それであるならば、過去の観光ぷらっとフォーム推進事業では、例えば観光協会が経済的に自立していくための商品開発であったり、システムづくりのための予算として、過去にもプロフェッショナル人材の登用費として、年間1,000万円近く予算が上がっていたかというふうに思います。

しかし、過去のぷらっとフォーム推進事業のプロフェッショナル人材の登用に見合った成果があったのかというのが、ちょっと疑問を持たざるを得ないところがあるんです。

ですので、今回、また専門人材の登用ということであれば、こうしたこれまでの観光ぷらっとフォーム推進事業の効果を検証した上で、この専門人材に何を担当してもらって、これは今、出ました。いつまでの期限で、何を達成してもらうのかということを明確にしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） この交付金の事業につきましては、1年度の交付金の事業でございますので、今年度中に成果が得られるような形で人材を選んで、その仕事をしてもらいたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に、24ページ、社会教育費、社会教育活動振興事業185万円について、お伺いします。先ほど先輩議員、寺尾議員のほうから、この事業、本当にすばらしいものだという熱い御質問をいただいたと思います。本当によくぞ言ってくださったという部分があります。私も同じ思いでありますので、ちょっと細かいところになりますが、質問していきます。

まず、この小惑星探査機「はやぶさ2」のカプセルの展示、すばらしい快挙だというふうに思います。概要については先ほどお伺いいたしましたので、勝浦宇宙通信所との連携部分、どういう連携をして、例えば何を展示するのか、現時点で分かれば、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。このような貴重な展示会の開催のきっかけをつくっていただいた勝浦宇宙通信所とは、協力して企画していくことで今、お話を進めております。

現時点では、勝浦宇宙通信所は、「はやぶさ2」帰還カプセル等の展示とあわせまして、まず、キュステホール内に「はやぶさ2」帰還カプセルと、小惑星リュウグウからのサンプル、それから、「はやぶさ2」の実物大の模型を展示いたしますが、勝浦宇宙通信所様には、キュステのエ

ントランスにおきまして、宇宙通信所で所有しております「はやぶさ」、それから「はやぶさ2」に関する資料、JAXA及び同通信所の業務説明パネルの展示や動画の放映等を実施するほか、同時に芳賀の通信所の送受信アンテナを特別に開放するなどを実施していただくことで、協議を行っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 勝浦宇宙通信所、実はこれJAXA本体ではないと思うんですよね。別会社になると思うんですけれども、そことの連携もする予定だということで、安心をいたしました。

その上で、寺尾議員もおっしゃっていましたが、広報をですね。広報費を見ますと、需用費として4万9,000円となっておりますので、まずお伺いしたいのは、この4万9,000円で、どこまでの広報を考えておられるのか。

また、せっかくであれば、これだけのすばらしい事業を全国にPRしてもいいぐらいだと思うので、それについて、どうお考えかということと、この予算の中で、人がたくさん来ることが現時点でも想定されますが、警備の費用はどうなっているのか。また、それに合わせて、コロナの感染対策のための費用は、どうなっているのか、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この予算額につきましては、広報用のチラシの作成を1万3,000枚で見込んでおります。配布の範囲は、市内各区に回覧、それからこども園、保育所、国際武道大学へ配布するとともに、集会所など市内各所に設置をする予定でおります。

それから市外には、いすみ市、大多喜町、御宿町、鴨川市の小中学校、保育所に、各教育委員会等を通じて配布いたしまして、そのほか夷隅郡市内の市町、千葉市、市原市、館山市、南房総市、茂原市、君津市などの市民会館、公民館宛てに配布を計画しております。

また、先ほど教育長からもお答えがありましたが、報道機関を通じて広く広報、周知を図ってまいりたいと思います。

それから警備費用につきましては、今回、この予算では見込んでおりません。教育委員会の職員により、警備を実施していきたいと考えております。

それからコロナ対策費についても、特に見込んではおりませんが、現計予算を活用いたしまして、衛生用具物品等を用意していきたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 詳細は、また委員会でやらせていただきたいと思います。いづれにしても、今のお話を聞いていると、これだけの快挙だと思います。全国的な展示会にもなり得る、すばらしい展示会になると思います。その受皿とするだけの予算としては、ちょっと少な過ぎるのかなという気がします。少なくとも警備だったりコロナ対策は、しないと、まずいというふうに思います。

ですので、この展示を機に、重要性の部分ですけど、例えば勝浦市から宇宙飛行士を目指す子どもたちが出てくると思うんですよね。こんなすばらしい展示会を開催したとなれば、勝浦市のPRになると思いますし、ほかの自治体は、やりたくてもできないことだと思いますので。ですので、予算が、この議会ではこれが出てきておりますが、必要であれば、9月の補正でも、補正予算の計上も念頭に置いて、特に警備であったり感染防止対策の部分では、十分な開催条件を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊弘則君） お答えいたします。警備についてですが、事前に J A X A と打合せをしている段階で、万全な、会場内が施錠できる状態、それから落雷等に備えて、落雷等の防止の対策等もできているものであれば、プロの警備員ではなく、施設に精通した職員での対応も可能だということで説明を受けておりますが、議員御指摘のとおり、市内外から多くのお客様が来場することが予想されますので、警備についてはさらに検討の上、必要であれば、9月補正で要求するなど、対応はとっていきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 私も、議案第47号 勝浦市一般会計補正予算、3点なんですけれど、3点とも前の方々が質問されておりますので、答弁用意してくれた課長さんに申し訳ないですけど、幾つか質問をカットしていきたいというふうに思いますので、御了解をお願いいたします。

最初に14ページの総務管理費の一般管理費、報償費の市民憲章改編検討委員会委員報償費ですが、1つ目に、なぜ今、市民憲章改編の検討がという部分に関しましては、先ほど来、皆さんが御質問されていて、その経緯等も含めて御答弁いただいておりますので、この部分に関しましては、質問を取りやめたいというふうに思います。

それから2つ目に、今回、総合開発審議会の委員から意見があったといったようなこともあったんで、総合計画を今、策定中だというふうに思うんですけど、この市民憲章の改編との関連性ですよね。時期的なものもあると思うんで、先ほど、前回の部分は半年ぐらいでできたというように、やり取りがありましたけれども、そういった意味での、これ改編委員会で検討されて、その後、改編しますよとなったときに、来年、新しい総合計画もできてくる中で、そういった意味で、スケジュール的にも間に合うのかといったようなことも、ちょっと心配されますので、そういった意味での関連性も含めて、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。市民憲章につきましては、先ほど制定までの時系列について御説明したところでございますが、総合計画との兼ね合いを現行市民憲章の編成の時点と併せまして、御説明させていただきます。

先ほど、市民憲章につきましては、平成4年の制定をお話ししましたが、その時点では総合計画、その時点では長期計画と言っていましたが、それが昭和59年にもう既にできていまして、将来都市像につきましても、海と緑に囲まれた観光都市、活気あふれる学園都市というのが、もう定まっております。

それで市民憲章を編成するに当たり、先ほど来から申し上げている基本方針の中には、将来都市像を達成するために市民憲章を定め、これをもとに発展していくんだというふうになっております。何が申し上げたいかといいますと、今とは時点が、ちょっと逆になっちゃうのかなと思っています。同時進行でこれを進めていくのか。もしくはというお問いだと思いますが、関連性は、現行の市民憲章を編成する際に、基本方針で示されているように、関連性は認められます。

今後の進め方でございますが、時期的なものとしたしましては、同時進行としながらも、市民意見を十分取り入れながらということを再三申し上げているとおり、議論の進展次第で、策定期が定まっていくのかなと、このように考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） そういう流れの中で進行していくということになってきましたときに、2つ目の質問になるんですけども、総合計画の基本構想自体は、議会の議決案件になると思うんですけど、この改編された新しい市民憲章に関しては、平成4年のときの表現で議決されたということは、先ほど言われていました。

今回の改編、したならばになってしまいますけれども、これは議決案件、議決事項となると考えることができるのかどうか、執行部の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。現行市民憲章につきましては、議決をいただいたところでございます。

そのときの根拠を調べますと、特段、法とかそういうことではなく、執行部側で、これにつきましては議会に議決をいただく重要案件ということで、提案したという経過がございます。

これを踏まえまして、私どもといたしましても、仮に見直す必要があった場合には、議決を要するものと思っております。

その手段でございますが、議員おっしゃられました議会基本条例の中でも、議決事項、「議決事件の拡大」ということで、議決を要する案件については、「市長等と協議するもの」とございますが、他市の例を見ますと、市民憲章の制定もしくは変更に当たって、特別に条例を制定している例がございます。これらを踏まえまして、仮に見直しが必要な場合にありましては、研究してみたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） よろしくお願ひします。今言った2項は、おっしゃるとおり「議決事件とすべき理由を明確にし、市長等と協議するものとする」というふうになっています。

もし、2項に該当するとなれば、我々のほうも何か手続等もしなければいけないということもありましたので、確認させていただきましたが、御検討いただけるということであれば、その線に沿って、またお願いしたいというふうに思います。分かりました。

次に、やはりこれも先ほど出てきましたけれども、委託料の財務諸表作成業務委託料なんですけど、3つ、質問を入れておりますけれども、①と②に関しましては、先ほど久我議員のほうから質問と重複するところがありまして、平成22年より総務省の件、28年より統一的な形になっているという答弁をいただきました。

私は以前、決算審査の書類に貸借対照表や収支計算書があったんですね、実は何年か。けれども、その後、出てきてないんで、どうしたのかなと思っていたんですけど、今回また、特別3年間、出てきたんで、あれと思って、その前つくってなかったのかなといったような、ちょっと思ったりもしましたもので、質問を入れさせていただきましたけれども、その辺の理由が分かりましたので、①と②は質問から取り消しさせていただきます。

3つ目の質問も、先ほど一部関連して、あったんですけど、ここはもう少し御答弁いただきたいと思うんです。たまたま今年度、公共施設等の総合管理計画策定の業務が一緒にありましたので、これとその財務諸表が、ある程度、関連してやっているのかなというふうに思いました。

ですけれども、実際に公共施設管理のほうは金銭的な評価、例えば資産評価するわけでもないんで、そこまでのつながりは、ないんだろうなというふうに思ったんですけども、改めて、この財務諸表と公共施設等の総合管理計画策定業務との関連性について、御説明をお願いしたいと

いうふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えいたします。公共施設等総合管理計画との関連についてでございますけれども、まず財務諸表を作成するに当たりましては、固定資産台帳の整備が必要となっております。

この固定資産台帳は、市で所有する全ての固定資産について、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の施設ごとに管理するためのものでございまして、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに、地方公共団体の保有する財産——固定資産になりますけれども——の適切な管理でありますとか、活用に有効とされるものでございます。

よって、この固定資産台帳の整備によって、施設の現状の把握にまず努めまして、公共施設等総合管理計画並びに今後も策定していく個別施設計画、また、これら計画に基づく各種の取組を推進する際には、財務書類、そして固定資産台帳の活用を図ってまいりたいと考えております。

特に公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みの算出、並びに検証に当たっては、固定資産台帳の施設データ等を十分有効に活用してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。公共施設維持管理の情報と固定資産台帳をひもづけていくということで、公共施設の情報の管理を効率的に行っていくということなんだというふうに理解をいたしました。分かりました。ありがとうございます。

で、財務諸表、今の予算なので、どうかと思いますが、今年度の決算審査までに、これが出来上がってくるものかということと、もう一つ、一般会計だけでの財務諸表になるのか。あるいは特別会計を含めた財務諸表になってくるのか。もう一つは、連結になるかもしれませんが、単独である企業会計と言われる水道も含めた全体的な連結決算のような形での資料になってくるのか。その辺が、どういうふうな形で今回、3年分つくるときの形になってくるのか、御答弁をお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。今後、迅速に、遅れております令和2年度決算分までの作成に取り組んでいくとともに、令和3年度決算分の作成も、並行して進めていきたいと思っております。

本年度の決算審査までには間に合わないと思いますが、年度内のできる限り早めの作成に向けて、取り組んでまいりたい所存でございます。

それと作成の範囲でございますけれども、国の指針といたしまして、全ての自治体におきまして、主に一般会計等の財務書類、そして特別会計と水道事業会計を合わせました全体財務書類、さらに一部事務組合等の情報も含めた連結財務書類、この3種類を作成・公表することとなっております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 平成3年度までは、そういう形ではよろしいかと思うんですけど、今度、4年度、今年度以降の作成に関して、外注するような形が、今回そうなので、していくのか。あるいは、庁内で、以前やっていたかもしれませんが、単独で、こういった財務諸表をつくっていける

ような体制をつくっていくのか、その辺の見通しについて、お伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この財務諸表は来年度、令和4年度決算分以降も作成すべきものでございます。

また、作成とともに、財務書類を分析いたしまして、今後の財政運営に生かしていくために、来年度以降も作成支援を仰ぎながら、分析・評価に努めてまいりたいと、当分の間、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 当分の間、そういう形で外注していくということでありました。

それでは次に、これも先ほど出てきましたけども、21ページ、商工費、かつうら若潮まつり開催事業についてであります。4点、質問出しましたけれども、上の3つは、もう答えが出ているので、65万円の受皿は若潮まつり実行委員会だと思いますけど、これだけの予算で可能なのかというこの質問を出してあります。これは先ほど答弁で、130万円でやりますということがありました。寄附集めは実施するのかということでの質問に関しまして、それを実施していくということでありまして、3つ目の質問に、予算総額はということに関しましては、130万円でやっていくということだと思いますので、これにもし間違いがありましたら、答弁で修正していただければと思います。

4つ目に、これはお伺いしたいと思うんですけど、実行委員会の中に、鵜原と守谷と興津の観光協会は含まれているのかということに関しまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。御質問、最初の3点でございます。受皿、若潮まつり実行委員会、寄附集めにつきましては、実施する方向であります。また、予算総額が130万円、これは間違いございません。

4点目、御質問のございました、実行委員会の中に鵜原、守谷、興津の観光協会が含まれているかということでございますが、それぞれ実行委員会の中には、この観光協会の方は参画していただいております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） その中での検討もあったかもしれないんですけど、今回、4日間やるということがありまして、これを見た中で、予算もそれほど多くないというのがありまして、であれば、中央海水浴場だけでなく、守谷も興津も鵜原もあるんで、4つやるんなら、それぞれの海岸でやったらどうかというふうに考えた次第なんですけれども、そういった御検討はなされているかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の若潮花火をやるに当たりまして、まず観光協会の役員会から始まりまして、理事会そして実行委員会と経て、案のほうができているところでございますが、役員会の中で、会議録等を見ますと、4地区といいますか、ほかでやったらどうかといったような御意見も出たところでございますが、最終的には今回、お示しいたします勝浦中央海岸で4日間やるといった案に落ち着いたところでございます。

御質問のございました4つの海水浴場でといったようなことでございますが、今回のこの案に

つきましては、もう実行委員会まで決定した事項でございますが、今、御意見等もございましたので、これについては確認してみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） それぞれの観光協会の事情がありますので、私がここで、4つに分けたらといっても、果たしてそれが、それぞれの観光協会で受け入れられるかどうかは分からないので、言われたとおり確認等が必要かなと思います。

また、今回、寄附集め、中央でやるにしても、分散するとなったら、その地域で寄附、進めろよみたいな話になってくると、それぞれ地域にいろんな事情もありますので、それだけの寄附が集められるのかということもあります。

ただ、単純に割り算すると、65割る4をやれば、10何万、20万円弱ぐらいでできるんだなというふうに思えば、一生懸命、寄附集めてくれるかもしれません。

私、興津に住んでいるからあれですけど、例えば興津の場合は、毎年14日に灯籠流しやって宝探しやっていますけど、いつもいつも、花火でも上げたらいいねという話が出るんですけど、花火上げるための手続もよく分からないし、消防がどうのとか、何か難しいんだなというふうに思っていたんで、ちょっとためらいながらやっていたので、こういうきっかけがあれば、また、そういったことも含めて御検討いただければなというふうに思います。これは要望で終わります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 私からも議案第47号 令和4年度一般会計補正予算、15ページの総務管理費、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業10億269万4,000円であります。

これについて、寄附金の受領証明書の発行代行・ワンストップ特例申請受付代行委託を含めた所要の経費の補正でありますけども、この代行業務を取り入れることで、業務負担の軽減を図ろうということは推測できるわけですけども、今までの業務体系というのが、どういうものだったのか。また、代行委託業務にした場合、どのようなメリットが生じてくるのか、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業の件でございます。ここに挙げさせていただいていた寄附金受領証明書発行代行、それからワンストップ特例申請受付代行でございますが、寄附金受領証明書の発送につきまして、令和3年度につきましては、約22万通を企画課のほうから発送しております。

さらに、寄附者による料金受取人払封筒使用に係る郵送が、約6万2,000件あります。その6万2,000件が、ワンストップ申請の受付業務にそのままストレートに返ってくるんですけども、このワンストップ申請の受付業務というのが、企画課のほうでやっているのが、まず文書の開封、文書の内容のチェック、そのデータの入力、入力したデータを抽出、それに通し番号、マイナンバーを追加入力、データリストの出力、さらにその内容チェック等々がございます。

この業務を今回、委託しようということでございますが、今までの状況を見ますと、ふるさと応援寄附金の業務につきましては、特に忙しい時期が年末年始にかけて、大体12月中旬より1月中旬ぐらいの1か月ぐらいですが、その時期には企画課の職員においては、年末年始の休暇や土日休日を問わず、朝早くから夜遅くまで業務に明け暮れております。また、その時期には、企画

課職員以外にも応援を受けていて、その数は昨年度で延べ300人の応援を受けております。年末年始以外の通常時におきましても、3人から4人の職員は、ふるさと応援寄附金の業務にかかり切りとなります。

昨年度のふるさと応援寄附金受入件数は約22万件でありますけども、これ以上の件数を、定められた期間内で処理することはできない状況だと私は考えております。

今回の業務委託ができれば、当該業務に対する職員の時間的な負担は、これは概算ですけども、99%はカットできるものと考えております。その分、例えばふるさと応援寄附金に係る返礼品の開発など、企画課のほかの業務へと、その時間が振り分けられるものと考えております。

さらにもう一つのメリットとしましては、この受入体制、昨年度は22万件23億6,000万円の受入れをしているところでございますが、この体制では限界を感じているところから、今年度、昨年度以上のふるさと応援寄附金を受け入れるためには、この業務委託が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 本当に職員の皆さんの労力、非常に負担がかかっていたというのが、今の課長の答弁で分かったかと思います。こうした委託をすることで、今おっしゃっていただいたように、違う仕事にもっと注力できるということは非常にいいことだと思いますので、分かりました。

じゃ、次に行かせていただきますけども、議案第48号の36ページ、保健事業費の件です。これも先ほど久我議員のほうからの質問がありましたけど、1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。この事業が、当初予算だと10分の10、県からの交付金であったということでありまして、今回、これは一般財源からの補正となっている理由をお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この交付金につきましては、県の特別交付金といたしまして、市の実施する保健事業に対して交付されるものでございまして、交付額の上限が600万円とされております。

当初予算におきましては、この重症化予防事業と、もう一つ、特定健診受診率向上事業、この2つの事業を合わせまして、約600万円を計上いたしまして、財源を10分の10としておりました。今回の補正分は、この上限を超えるものでございますので、国保特別会計の一般財源を充てたところでございます。

一方、今お話ししました、もう一つの事業、特定健診受診率向上事業につきましては、現在、今年度の業者選定をしておりまして、当初の想定より、安価で品質の保たれた事業を実施できるように今、努めているところでございます。

したがって、こちらで減額された財源について、今後、速やかに今回の重症化予防事業の財源に振替いたしまして、できるだけ、一般財源の圧縮に努めたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 申告した最後になると思います。さすがに補正予算で8人目になると、もうほとんど皆さん質問されたこと、私の提出したものは全部やっています。かといって、私も提出している限り、自分なりにお聞きをしたいと思えますので、答弁がダブるところもあると思いますが、よろしくお願いします。

まず、議案第47号のほうから、補正予算で歳出、14ページの公共施設等総合管理計画策定事業について、お伺いします。説明書を見ますと、差額、いわゆる決算見込額が5,121万6,000円で、補正前が1,566万4,000円の差額3,555万2,000円が今回、補正されてきているということでございます。

1点目にお伺いしますが、決算見込みの5,121万6,000円の積算の根拠について、お伺いします。と同時に、ここの項目では個別計画はどのような内容かというのは、前段者で聞いておりますので、ここについては、1点だけお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この個別施設計画策定業務委託は、令和4年度は当初にクリーンセンター分を計画いたしまして、当初予算で1,566万4,000円を計上させていただきました。

このクリーンセンター分の契約の過程におきまして、この決算見込額を1,299万1,000円と設定いたしまして、今回、補正申し上げております残りの施設分の予算額3,822万5,000円、これを合計して、5,121万6,000円を決算見込みとさせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今ちょっと理解できなかったんだけど、クリーンセンター分の当初予算の分で、あと、今回上がってきている決算見込みの3,000万円の内容は、どんなものか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。先ほどの補足的でございますけれども、今回、補正させていただいている分は、その分だけだと、3,822万5,000円。当初に計上させていただいているクリーンセンター分の契約見込額が1,299万1,000円で、これを足して、今年度決算見込みを5,121万6,000円とさせていただいたところでございます。

今年度におきましては、残りの全ての施設でございまして、今年度はキュステはじめ、65施設を予定してございます。キュステ、観光案内所等々、あと庁舎、消防詰所、火葬場、し尿処理施設等々含めて、65施設を予定しています。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今回、補正をやった策定施設の部分は、キュステをはじめ65施設ということでございますが、これ以外の施設というのはもう、ほぼこれで完璧に終わるわけでしょうかね。お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この個別施設計画は、平成30年度から計画的に行ってきたとおりまして、30年度で18施設、31年度は7施設、令和2年度が7施設、3年度も7施設。今回、クリーンセンター合わせて65施設、これで完了でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 質疑の途中でありますが、2時10分まで休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） これも前段者が聞いている部分ですけど、14、15ページ、総務管理費の一般事務費の中の使用料及び賃借料・その他借上料の中で、テレワーク用のP C、パソコンが20台ということで、これは今年度いっぱい借り上げるという説明になっていますので、前段者でこの内容については説明を受けていますけど、この20台をどのように配置をしているかということと、あと、これは4月からもう始まっている事業ですよ。それに対して、このテレワークの実績がどのような内容になっているか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。まず、テレワークパソコンの配置、配付の件でございますが、テレワークパソコンは総務課で一括管理しながら、職場におけるコロナ対策として、感染の確認や、濃厚接触者になった場合、また家族が濃厚者となって、出勤を控える場合等々により、職員の申出により、貸付けてございます。

実績でございますが、4月、5月の利用実績は、全部で9台貸しております。延べ日数で言いますと、延べ60台です。

この内訳といたしまして、職員家族の陽性及び濃厚接触者になって、職員が健康観察時において、職場との連絡調整とか、全体的市役所機能を損なうことのないように、連絡を取り合ったり、業務ができるように貸出しはしたところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今、それこそコロナの中で、職員の感染者も出ているという情報もあります。ただ、これが、本人が陽性者になるよりも、家族がなった場合の出勤停止とか、まだこれからも続くものと思いますので、まずは、そのようなことがないように対処しなきゃいけないということと、20台を、これまでの実績だと9台ということですが、20台となると、その倍、出るようになりますが、その辺の20台とした根拠についてお伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。確かに実績と要求では乖離がございましたが、この要求時点はゴールデンウィーク前でございまして、ゴールデンウィーク後、人流等の影響で、拡大のおそれがあるということを言われております。

また、鴨川市におきましては、鴨川市役所内で複数課において、クラスターも発生した状況がございました。一旦、クラスターが発生したとなりますと、多くの職員に自宅待機、健康観察が強いられることになります。そうした際にも、必要台数は確保する必要があるかと思います。

参考までに申し上げますと、4月、5月で、本人陽性とか本人濃厚接触者、家族の体調不良・濃厚接触者等で、人数にして20人、延べ84日、出勤の停止をした実績がございました。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 職員の皆さんも十分、気をつけてもらって、我々もですけど、コロナがいち早く終息するためにも、このコロナ対策、御努力願いたいと思います。

それでは、次に21ページ、商工費、これも前段者がいろいろと質問しておりまして、私の提出した通告書も、ほぼ同じ内容が書かれておりますので、まず若潮まつり開催事業65万円について、改めてお伺いします。

説明によると、今年のかつうら若潮花火、若潮花火という名目で、花火の打ち上げをやる半分の、運営費として市が補助するという内容になっています。打ち上げ日時は、8月12日から4日

間、15日までということで、各回75発、そして打ち上げ場所、勝浦中央海岸、砂浜となっています。

お聞きするのは、コロナ禍で2年間、大規模なかつうら若潮まつり花火大会は中止とせざるを得なかった。ここに来て、国のいろいろな動向も踏まえて、これはイベントまでいかないだろうけど、やはり夏のにぎわいを取り戻すための対応だとは思いますが。

そこでお伺いするのは、まず花火大会、大規模なものになると、やはり消防関係とか警察、警備の関係とか土木のほうの関係とか、いろいろ官公庁の許可、認可が必要なことになりますが、今回これをやるに当たっては、ごくごく小規模で、恐らくスターマインとか大きいのは上がらないと思いますが、これをやるに当たっての市の対応、いわゆる今までやってきたような認可関係については、どのようになっているのか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えします。私のほうからは、21ページ、若潮まつり開催事業ということで、今回これをやるに当たりまして、市の対応といいますか、許認可の関係ということで、お答え申し上げますと、今回この件に関しまして、従前どおり行われていました許可取得の申請につきましては、必要ないというところでございます。

今回、これが実行委員会のほうで決まりまして、その成案を持って、協議に行きました。勝浦警察署、勝浦消防署、勝浦海上保安署に協議に行きまして、内容を説明して、それについては、特に問題はないといったような回答を得ているところでございます。

また今回、中央海水浴場、砂浜で行いますので、南部漁港事務所のほうにつきましては現在、こういったようなことをやりますといったところで、申請の手続を行っているというところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 隣町の鴨川市では、以前から小湊海岸で、お盆の期間に毎日、打ち上げをやっている。1週間ぐらやっていたのかな。それでお客さんも来ているんですけど。それと似たようなことで、私も事前にちょっと調べましたら、今、課長が言ったとおり、これについては許認可なしということでもあります。

であれば、ほかにもまた後で聞くことあるんです、ネットワークでもね。ここも中央海岸、これも中央海岸。今までの花火大会は全て中央海岸。勝浦中央海岸しか、こういうものは上がってないんですよ。前段者も、4地区あるなら4か所という、先ほど要望がございました。

今回これが、いろんな地区で、住宅近いから、これ、届出とか認可が要るんであれば、それは無理かもしれないけど、それが必要でないとすれば、これは、先ほど前段者が言っていた4地区、私もそう考えていましたけど、勝浦で一番、海水浴場のお客さん来ているのは守谷海岸です。そして鶴原海岸。中央に来れば、それこそ大きいホテルあるんで、それなりの観光客が来ていると思いますけど、今年に限っては、来年からどうか分かりませんが、今年こういう体制でやるのであれば、ぜひとも4地区の海岸、これからまだまだ時間があるんで、折衝して。前段者が言うには、お金かかるんじゃないか。130万円の話ですから、その辺は市が全部持っても、今回、半分持ちますけど、それで十分できると私は思うんで、ぜひともそのところを再協議してもらいたいと思います。

特に、興津の灯籠流しか。あれは歴史的なものがあって、この若潮まつりに合わせて毎年、1

日ずらして興津の灯籠まつり、ここでも興津の区民の皆さんが総出でやっている状況で、先ほど興津地区の議員さん、岩瀬議員のほうから、そういう話も今まで出ているんだということであれば、今年は、少なくとも興津地区、鶴原、守谷、興津、ここにやってみていいんじゃないかなど。

来年は来年の話ですから、今年はこうすることで、花火大会ではなくて、若潮花火ということであれば、やってみていいと思います。これ、ぜひとも、その方向を私は今日つくってもらいたいというふうに思うわけです。

後でも出てくる勝浦中央ばかりやっていると、市内全体の問題から見れば、やはりほかの地区の海岸も、お客さん来ているし、民宿もいっぱいあって、営業、どういうふうになっているかわかりませんが、そここのところを市長、先頭に立って、その辺を考えてもらいたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 花火がコロナ終息祈願と、夏の風物詩でありますやっぱり経済の活性化を祈念して、短い7分間で上げるといったことを、今年とはにかくたたき台で、中央海水浴場でさせていただいて、それを踏まえて、関係各地区の観光協会の方が集まって、例えば4つあるから、毎年、大きな花火大会を、オリンピックじゃないけど、4つの会場で毎年毎年替えてということだってありますし、小規模をたくさんやるのがいいのかということも含めて、新たな夏の風物詩という一つのイベントとして考えていただきたいと思います。

今、この6月になって、この新たな可能性を今の観光協会、あるいは財政の中で、今回は不安を落としていただいて、それを踏まえて、全員でいくほうにつなげますという考えで、私はいきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 鈴木議員に申し上げます。マイクの調子が悪いもので、少々大きな声で。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 分かりました。市長、そういう消極的な考えでなくて、今年だからできるという部分だと思うんです。来年からは、分かりませんが、コロナがどうなるかわからないけど、そうしたら元に戻して、やっぱりやるのであれば勝浦の花火大会というのは、音楽花火の先駆者なんですよ。そういうものが、勝浦の花火を見て、ほかの地域で音楽花火は最近、すごく広まってきている。

そういうかつうら若潮まつり花火大会は、来年以降、私はやってもらいたい。それを中央海岸でというよりも、勝浦漁港でとの違いであったということなんで、私は、もし、これを、今、市長が言ったように、来年以降、考えましょうということであれば、恐らくできないんじゃないかというふうに思います。今年だからこその問題として、今年やった結果によって、各地区で要望が出るかもしれませんが、私、そこを言う必要はあるのかなど。

市長に一応聞きましたが、課長、お願いがあるんですけど、ぜひとも観光協会のほうにもう一度、今日の議会で、2人の議員から要望が上がっているということを踏まえて、再検討をしてもらうように。その検討結果で、しょうがないと思いますけど、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

そこについてちょっと回答をもらいたいのと、あと、中央海岸でやって、これは中央海岸で4回やるということは、市長が言うには、活性化につながる。活性化につながるなら、市内全体の、4回をやめて、4海岸の、私は適当だというふうに思いますので、今の、観光協会とのことにつ

いて、課長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 大変申し訳ありませんけども、ちょっとマイクの具合が悪いもので、ちょっと休憩させていただきます。

午後2時22分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（末吉定夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。御質問でございますが、今回の花火、4日間ということでやるわけでございますが、それを各海水浴場でということで、お答え申し上げます。今申し上げました要望のほうを伝えるようにということでございましたので、これにつきましては今、議員のほうから御提案のありました件につきましては、お伝えいたします。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは次の項目、移ります。21ページの商工費、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業についてであります。これも、前段者から何点か質問が出ていますので、重複する点もあると思いますが、改めてお聞きします。

まず、最初にお聞きするのは、この事業内容、4つ掲げられておりますが、具体的に説明をしていただきたいと思います。提出した中には、補助事業、実施主体とありますが、これは理解しましたので、事業内容についてのみ御答弁願います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。集落ネットワーク圏事業ですが、まず、ブルーフラッグ認証取得による海のブランド化につきましては、具体的に何の事業をやるかと申しますと、水質分析試験、安全リスク評価算定、ブルーフラッグの認証取得、ブルーフラッグの認証取得外部サポート、それから一般管理費、これは予算上の積算をいっていますけども、一般管理費で消耗品とかの購入、モビチェアという水陸両用の車椅子の購入、それからモビチェアを海岸から海のほうに運ぶためのマットの購入などでございます。

それから海の家刷新による中央海岸沿線の活性化についても、予算ベースで話をさせていただきますが、海の家兼移住支援拠点の購入費については、コンテナまたはプレハブを想定していますが、その購入費。それから、海の家兼移住支援拠点の整備費というんですか、これは内装の工事や設備の購入でございます。

それから、その海の家兼移住支援拠点の土地借上料、これにつきましては、どこに設置するかというのは、はっきりと決まっているわけではないんですけども、土地を借り上げたときを想定した場合の借上料です。それから全体の事業、この海を家の事業に関わる外部サポート、それから一般管理、これは消耗品とか手数料等ですが、そういうことが含まれております。

3つ目のシビックプライド醸成のための環境教育セミナー等の開催に係る件でございますが、これにつきましても予算ベースで答えさせていただきますと、観光資源勉強会の実費費用、それから環境教育の実施費用、その事業を推進するための外部サポート、さらに消耗品等の手数料、一般管理費等々を今回、この事業として使う予定でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今、説明を受けたんですが、いまいちちょっとよく分からない。

ブルーフラッグについては、前回の議会でも話が出ていると思いますけど、まず、このブルーフラッグ認証取得によって海のブランド化となっているけど、読んで、何を言っているのか分からないよね。海をどうブランド化していくのかということですよね。これをやることによって、何がこの勝浦市の海岸に。それが過疎地域のネットワーク形成事業とのつながりも、よく分からない、私の場合は。そこをもう一度、分かるように説明していただきたい。

それと2番目の海の家への刷新による中央海岸沿線の活性化。海の家への刷新、海の家を設置するでしょうかね。今、話だと、コンテナやプレハブを置くと。まず、その広さとか、これを設置して、どういう事業をやりたいと思っているのか。移住者支援というふうになっていますけど、どういう事業をやる、具体的なものが見えてこない。

それとともに、海の家というものと、通常であれば、海水浴場に、海水浴客のための商売というか、水着を着替える場所とか、あとシャワーを設置したり、食事をしたりする場所を民間の方が提供して、この海の家への設置については、市の中に組合がありますから、組合によって、各海水浴場で海の家が設置されていくわけだ。中央海岸においては最終的には、今さっき言った3区のほうで、最終的にやっていたと。あと、鵜原と守谷については、ここのところ件数は減っていたと思うんですけど、民間の設置があったと。興津については今、最終的にはなくなったのかもしれないけど、2軒ほど、地元の方が設置をしてきたという海の家と、この海の家は違うんだと思うんだけど、聞くとところによると、今年は海の組合のほうは設置をしないということが決定されているそうです。

ということは、そういう決定があるにもかかわらず、中央海水浴場だけに市が設置をするということの意味合いが、海を家の組合の人たちと、どういう協議がされているのかについて伺うのと同時に、海の家がどういう使い方をして、そして恒久設置になるのか、それとも夏場だけの、8月から9月、お盆ぐらいなど、いつか分からないけど、2か月とか、そういう期間設定になるのか、その辺も分からない。設置をして、それをどういう方向で使っていくのかということは、御説明をいただきたいと思います。

あとは、シビックプライド醸成のための環境教育セミナー等の開催、これ、どこでやるんですか。夏というか、これはどういうふうにごどこで、観光協会が事業主体となってやるのか、改めて御説明いただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） すみません。5つか6つぐらい質問があったと思いますので、抜けがあったら、また御指摘していただければと思います。

最初に、ブルーフラッグの認証について、何でブランド化になるんだというような質問でございしますが、これにつきましては、ブルーフラッグというのが国際的にも認められた認証制度でございまして、水質だけでなく、環境教育、情報、環境マネジメント、安全性やサービス等々の基準をクリアしたというような証拠になるものでございます。

ゆえにブルーフラッグの認証を取得しているということにつきましては、きれいで安全で、誰もが楽しめる優しいビーチというような言い方を、海外では少なくともそういうような認識でいるところがございます。日本でも徐々に広がっておりますし、これを取得した場合は、きれいで

安全で、誰もが楽しめる優しいビーチというのを前面に押し出して、ほかの海岸とは違うブランド化を目指すものでございます。

それから、ネットワーク圏形成支援事業というように、この事業が、なぜこういうふうネットワークが形成できるかということでございますが、ブルーフラッグの認証につきましては各海水浴場、候補地を絞って、まず一つ、ブルーフラッグ認証を取ることになると思いますが、海水浴場を管理運営しているのが、地元の観光協会であったり、地元区が協力して運営をしていくところでございます。

昨今、砂浜海水浴客の減少とともに、そういう体制が、少子高齢化等々で、体制が揺らいでいるところも幾つかあるというふう聞いております。それについて、ここですこ入れすることにより、この組織を強化して、集落ネットワーク圏の形成をしていこうというものでございます。

シビックプライド、どこでやるのということでございますが、これにつきましては、観光勉強会とか環境教育につきましては、全市的に教育というか、環境を考えようということで、セミナー、勉強等々を開いていきたいというふうと考えております。

それから海の家ですが、海の家というのが、中央海岸につきましては基本的にもう海の家、海岸売店組合の会員は実質ゼロでございます。なので、勝浦中央海岸につきましては、海の家、これ便宜上と申しましたけど、便宜上、海の家といっているだけであって、海の家と言えるかどうかは、これから名称等々も考えていきたいと思うんですが、海岸付近にそういう施設を設置して、これを一年中、恒常的にそこを設置して、そういう活動をしていきたいというふう考えております。

それについては物品の販売、交流拠点につきましては、海にきた方等々に勝浦の魅力を知ってもらって、リピート、さらには移住定住につながるような施設にしていきたいというふう考えているところでございます。

すみません。抜けがあったらごめんなさい。私からは以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） これで3回目になると思いますが、最初に聞いておきたかった、この補助金は、補助率等と全体の予算額は幾らになっているのか、まず、お答えください。

それで海の家ですけど、ここで何かイベントをやろうとしているのか。交流促進事業として、この建物を活用してやろうとしているのか。具体的にここで何をやろうとしているのかが、全く見えてこない。そして、海の家「刷新」だから、「刷新」というのは新規じゃないんですよね。今まであったものをつくり変えて、新しいものにしていくというのが刷新だと思うんだけど。今まで何があって、それを刷新するのかということ、言葉じり捉えているかもしれないけど、何を目的にこれをやろうとしているのかが見えてこないで、そのところをしっかりとってもらわないと、予算にちょっと疑問値が出るということで、その辺のところを最後お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。まず、交付金の関係でございますが、1,821万7,000円。これは、国の交付金が1,821万7,000円、それをそのまま支出するものであります。なので、補助率は100%という形になります。

それから海の家関係ですけれども、端的に言うと、勝浦の中央海岸、中央海水浴場といってもいいんですけど、海の家がもうゼロになっているという状況になります。なので、海の家が

ゼロだということにつきましては、やはり中央海岸を活性化するためには、いかなるものだろうというふうには考えておりますので、それにつきまして新たに、これ海の家と言えるかどうか分からないんですけども、その施設を設置して、中央海岸を盛り上げていこうと。それを一つのみならず、これをきっかけに2つ3つと広げていって、にぎわいを創出しようというふうに考えているものでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 1回限りというのは1項目だけということか。何項目あるうちの、例えば3項目あったら、1回ずつ3項目か。

○議長（末吉定夫君） 1回だけ。1項目だけ。

○8番（寺尾重雄君） 1項目だけね。今の鈴木議員の21ページの1,821万7,000円、補助率10分の10、100%ね。

その中で、今の事業形態、全く理解できない。何で企画課で、DMO、観光協会か。観光協会が持ってきたものをどうなのか。そこで企画課は、これを受けたのか。勝浦市の企画課のほうで、こうしたほうがいいのか。

実際、ブルーフラッグ、この環境においても、海の環境ばかりじゃないんですよ。結局、生活排水から全部の環境を持たない以上、この水質たるものがどうなのか。そこまでの話で計画されて、企画され、そういう意味を持ったら、何が何だか分からない。

先ほどの海の家か、倉庫か、何なのか。白い建物でもつくって、外部からの人を受け入れるか、よく分からない。もっとしっかりした企画が、これだけの金をもって、勝浦の観光として、過疎地域等の集落のネットワークか。これ、勝浦の中央海水浴場ばかりじゃないんだよね。私は海開きのとき、勝浦の海水浴場、清掃があるけど、部原の浜は、市長は知っているんですけど、部原の浜、掃除しているんです。

それはそれとして、そういう意味から考えると、この事業というのが、もっと分かる基本的な考えがないのかと。これは今、聞いたって答えられないでしょうけど。

そこでの質問だからね。じゃ答えろよ、どうしてこういう答えで出てくるのか。元に戻したら、これは企画課が観光協会に言ったのか。観光協会から企画課にこれが来るわけじゃないよね。そこまでの考え、ないだろうから。企画課のほうで当然、出したのか、その1点。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。観光協会のほうで昨年来、専門人材を用いて海の活性化を考えていく中で、一つの答えとして、ブルーフラッグの認証取得というものが出ております。

それにつきまして、観光商工課を通して企画課に相談があったところ、この補助金、交付金をいろいろと探して、過疎の交付金、今回の交付金が、お金をいただけるには最適な方法じゃないかというふうに考え、企画課のほうで計画を練らせていただいて、国に申請させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 寺尾議員に申し上げます。大変失礼いたしました。1項目、1回じゃなくて、ほかの項目もできますので、どうぞ。大変失礼しました。

○8番（寺尾重雄君） これはこれとして、先ほどの前段者と、どうしても私も若潮まつり、8月の

12日、13日、14日の75発、それも、観光協会に130万円の65万円を補助すると。

そうしたときに、5分打ち上げたときにこれ、7時15分からやりますよと、みんなにあれして、来ました。もう帰るんかと。その周りの人たちが、自分のうちから見た。花火上がった、ああ、よかったねと。

そういう意味から考えても、何のための花火だと。もっとしつかりした……。そりゃ来ている観光客は、今のホテル三日月の後の、観光客にしてみれば、花火上げてくれれば楽しいものですよ。それで、一事業者のために、そういう話ではなく、市民のためにできる問題が、もっと何で考えられないのかと。

先ほど来は4地区回って、興津の灯籠流しも、ずっと継続しています。部原も昔は灯籠流ししていましたよ。継続は力なりというけど。その辺で、もっと使い方があるんじゃないかということで、再度、お伺いし、前段者言うように、もっと市民が、よかったね。このコロナを脱出できてという思いが持てるような計画が、何でできないのと。これも結局、観光協会に言われて、こうしようという話なのか。市から、こうしようといったのか、その辺お聞きします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回、これが事業化としてなった経緯でございますけれども、まず今年の1月に、花火どうするかというようなことを観光協会、また観光商工課で話し合いました。

それで、観光協会が主体となって案を作りましょうということで、1月に協議を行いました。そのときは、まずやるかやらないか。今はもう記憶になってしましますが、コロナ真ただ中だったというふうに思いますが。ですから、まず、やるかやらないか、そこからスタートしました。

それで、ただ、夏になれば、どうなるか分からないから、取りあえず計画は進めましょうということで、話し合いました。その際にポイントといたしまして、3密対策、3つの密を避ける対策をしなきゃいけないよね。また、コロナ感染によっては、場合によっては直前中止もあります。そうすると、そういった場合のリスクも考えなきゃいけない。そういったようなところから、スタートしたところでございます。

そこで観光協会の役員会、また、そこに商工会等が入りまして、2回の会議を行いまして、その後、3月にもう1回役員会やりまして、そこで、原案が出たというところでございます。その際、4案をたたき台としてつくって、この中でいいものを出しましょうということでやりました。

その後、これが観光協会の理事会において決定されまして、最終的に若潮まつり実行委員会のほうに出されたと。そこで、実行委員会で決定されたといったような経緯で来ております。

その際の中では、確かに4地区の話、4つの海水浴場の話も出ました。そこで、そういうのもいいんじゃないのとか、場合によっては2か所同時にといった話もありました。そういったようなところ、結論が出ないまま進んでしまったといったような感じでございますが、とにかく話し合いを行った結果、今回、御提案させていただいた案になったというところでございます。

したがいまして、実際は若潮まつり実行委員会のほうで主催することになりますが、決定の手続におきましては、それぞれが会議、協議を行って、もんだ結果が今ここに出ているというところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、これについて、4つの海水浴場でどうだといった御意見もございましたので、これにつきましては、私のほうからお伝えいたします。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 大変申し訳ございません。私のほうのミスで、通告者においては、通告外による質問はできないということでございますので、よろしくひとつ御勘弁をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は総務文教常任委員会へ、議案第48号及び議案第49号、以上2件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告をいたします。

休 会 の 件

○議長（末吉定夫君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月11日から6月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、6月11日から6月15日までの5日間は、休会することに決しました。

6月16日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（末吉定夫君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時11分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第44号～議案第49号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第4号の委員会付託
1. 休会の件